

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進 に関する条例の手引き

令和6年7月

名古屋市

目 次

第 1 章 条例制定の背景	5
第 2 章 条例の特徴	6
第 3 章 総則（条例第 1 章（第 1 条—第 6 条））	7
第 4 章 基本的施策（条例第 2 章（第 7 条・第 8 条））	9
第 5 章 大規模小売店舗を設置する者による手続等（条例第 3 章（第 9 条—第 16 条））	10
5.1 手続の全体像	10
5.2 手続の対象者（条例第 9 条）	13
5.3 出店計画の概要及び地域貢献活動の基本的な方針の早期の情報提供（条例第 9 条・第 10 条）	14
5.3.1 新設等の届出等（条例第 9 条）	14
5.3.2 説明会の開催（条例第 10 条）	18
5.3.3 説明会を開催することができない場合（運用要綱第 8 条）	20
5.4 地域貢献活動の推進（条例第 11 条—第 15 条）	21
5.4.1 地域貢献計画の作成等（条例第 11 条）	21
5.4.2 地域貢献対照表の作成等（運用要綱第 11 条）	27
5.4.3 懇談会の開催（条例第 12 条）	30
5.4.4 懇談会を開催することができない場合（運用要綱第 13 条）	32
5.4.5 地域貢献活動の実施状況の報告（条例第 13 条）	33
5.4.6 地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等（条例第 14 条）	36
5.4.7 地域貢献計画の見直し（条例第 15 条）	39
5.5 撤退等の届出等（条例第 16 条）	41
第 6 章 施行期日（条例附則第 1 項）	43
第 7 章 その他の大規模小売店舗の取扱い	44
7.1 経過措置（条例附則第 2 項）	44
7.1.1 経過措置の対象者及び考え方	44
7.1.2 大規模小売店舗の新設又は店舗面積の増加に向けて手続中の者の手続	46
7.1.3 ガイドラインに基づき地域貢献計画書を名古屋市に提出している既設の大規模小売店舗の設置者の手続	47

7.2 地域貢献計画書を提出していない既設の大規模小売店舗の設置者の手続

(運用要綱第 15 条)	48
第 8 章 条例	55
第 9 章 施行細則	60
第 10 章 運用要綱	63
第 11 章 様式集	68
第 12 章 新設等における手続フロー	90

本手引きにおける用語の定義

■「大規模小売店舗」とは

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する店舗面積が1,000平方メートルを超える小売店舗をいいます。

■「店舗面積」とは

一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年10月16日政令第327号）第1条に定める建物）における物販面積の合計をいいます。

■「条例」とは

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和4年名古屋市条例第5号）をいいます。

■「施行細則」とは

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行細則（令和4年名古屋市規則第46号）をいいます。

■「運用要綱」とは

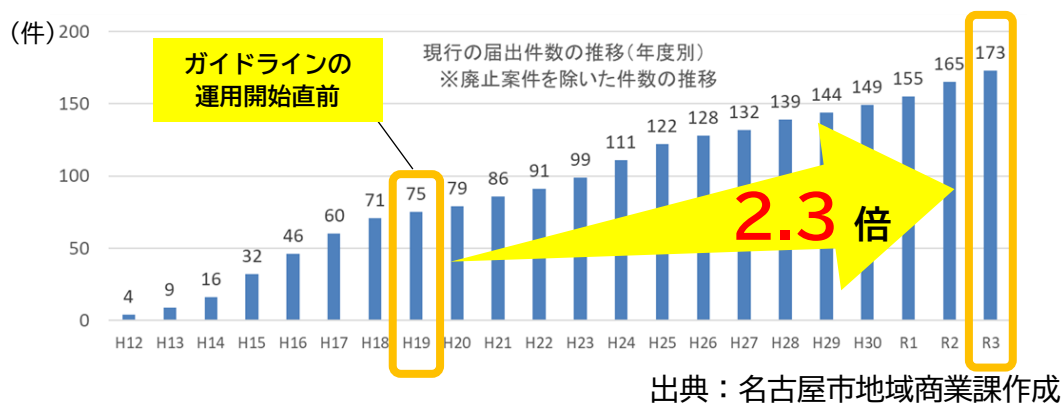
名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱をいいます。

■「ガイドライン」とは

名古屋市が平成20年1月29日に策定した「大規模小売店舗地域貢献ガイドライン」をいいます。

第1章 条例制定の背景

- 名古屋市では、平成20年に「大規模小売店舗地域貢献ガイドライン」を策定し、大規模小売店舗を対象に、出店に際し、地域社会の一員として地域貢献活動を実施いただくようお願いしてきました。
- この間、名古屋市内では、小売業の事業所数は減少傾向にあるものの、大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設届出件数の累計は、ガイドラインの運用開始直前と比べ約2.3倍と大幅に増加しており（令和3年度末時点。【図1】参照）、大規模小売店舗が周辺環境やまちづくり、地域経済に及ぼす影響が大きくなる中、大規模小売店舗による地域貢献活動に対する期待が高まっています。
- また、多様化・複雑化する地域課題に対応し、都市の活力を維持、向上させていくためには、社会貢献を進める企業・団体等との連携や、より良い地域社会に向けて、名古屋市や大規模小売店舗、商店街、地域等が協力し、より積極的な地域貢献を推進する仕組みが必要となります。
- そこで、より良い地域社会を築いていくため、ガイドラインを基礎に取り組みを前進させ、地域貢献の理念や各主体の役割を明確化するなど、地域貢献活動を一層推進する「名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例」を制定しました。



【図1】新設届のあった市内大規模小売店舗の件数（年度別累計）

第2章 条例の特徴

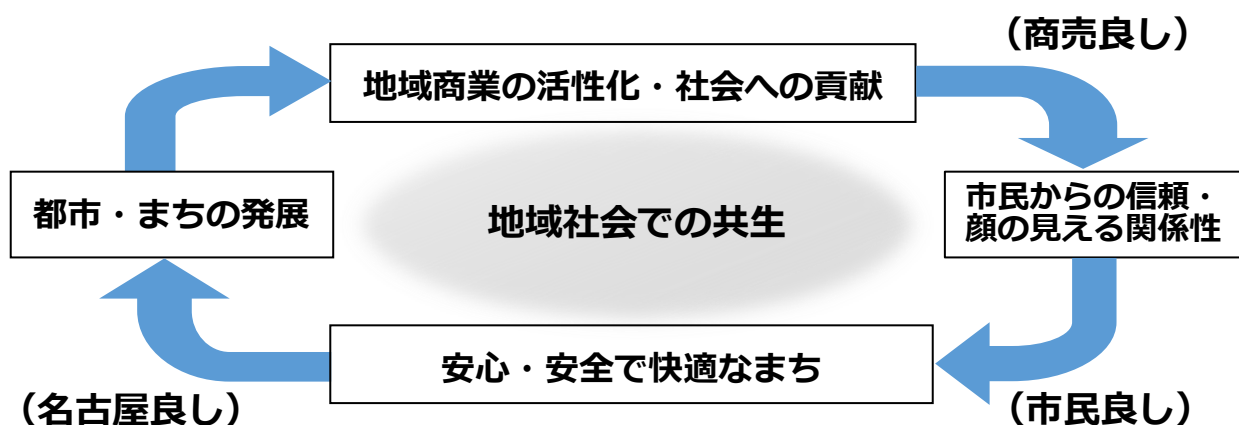
特徴1 政令市では初めてとなる、商業者等の地域貢献に関する条例です。

特徴2 小売業やサービス業を営む者及び当該事業に使用する店舗を設置する者並びに商店街等の地域商業関係団体等を対象とし、地域社会での共生のもと、相互に協力することでより良い地域社会をめざす条例です。

特徴3 大規模小売店舗に関しては、その周辺地域の生活環境へ及ぼす影響の大きさに鑑み、大規模小売店舗が商店街振興組合や学区連絡協議会等の公共的団体と協議して地域貢献計画書を作成し、開店後も大規模小売店舗による地域貢献活動の実施状況について名古屋市が公共的団体から意見を聴取する等、名古屋市が関わりながら一層の地域貢献活動の推進をめざす条例です。

■条例がめざす地域社会での共生による循環モデル（「三方良し」の精神）

- ・「三方良し」とは、商人哲学で「売り手良し・買い手良し・世間良し」の三つの「良し」をいい、商売において売り手と買い手が満足することは当然、社会に貢献できてこそ、本当に良い商売といえるとの例えです。
- ・条例では、「商売良し・市民良し・名古屋良し」となぞらえて、「商業者等」は、地域社会を構成する一員として地域社会での共生を核として、好循環が生まれることをめざします（【図2】参照）。



【図2】条例がめざす地域社会との共生による循環モデル

第3章 総則（条例第1章（第1条—第6条））

- 条例の目的、定義、基本理念、責務及び役割は【表1】及び【表2】に掲げるとおりです。

【表1】条例の目的及び定義

区 分	内 容		
目 的 (条例第1条)	商業者等による地域貢献活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに商業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、併せて大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化を図り、及び安心、安全で快適なまちづくりを推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与すること。		
定 義 (条例第2条)	商 業 者 等	商 業 者	小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する施設を設置する者
		地 域 商 業 関 係 団 体 等	商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体
	公 共 的 団 体		学区連絡協議会その他地域の住民により組織された団体（小学校の通学区域以上を単位とするものに限り、）及び地域商業関係団体等
	大 規 模 小 売 店 舗		大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
	地 域 貢 献 活 動		まちづくりの推進その他良好な地域社会の維持及び形成に資する自主的な活動

【表2】条例の基本理念、責務及び役割

区 分	内 容	
基 本 理 念 (条例第 3 条)	商業者等による地域貢献活動の推進は、 ・ 市、商業者等及び地域の多様な主体の連携並びに商業者等の相互の連携を図りながら、これらの者が共生する地域社会の実現を目指して行われなければなりません。 ・ 市民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われなければなりません。	
責 務 (条例第 4 条)	名 古 屋 市	・ 条例第 3 条の基本理念にのっとり、商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に実施しなければなりません。 ・ 商業者等に対して地域貢献活動を推進するために必要な助言及び情報の提供を行うとともに、商業者等による地域貢献活動に関する市民の理解を深めるよう努めなければなりません。
役 割	商 業 者 等 (条例第 5 条 第 1 項)	地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、活気と魅力のある商業地の形成に資するよう努めるとともに、創意工夫を生かして、地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。
	大規模小売店舗を設置する者 (条例第 5 条 第 2 項)	大規模小売店舗がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と相互に連携し、積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければなりません。
	市 民 (条例第 6 条)	商業者等による地域貢献活動について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めるものとします。

第4章 基本的施策（条例第2章（第7条・第8条））

- 名古屋市が条例に基づいて実施する基本的施策は【表3】に掲げられています。

【表3】名古屋市が条例に基づいて実施する基本的施策

区 分	内 容
情 報 の 収 集 及 び 提 供 (条例第7条)	名古屋市は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、当該取組に関する情報の収集及び提供を行うものとします。
広 報 及 び 啓 発 (条例第8条)	名古屋市は、商業者等及び市民が商業者等による地域貢献活動の重要性について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動の推進に資するよう、広報及び啓発を行うものとします。

- 名古屋市は、条例第7条の規定による商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、地域貢献活動例を示すものとします（運用要綱第2条）。

第 5 章 大規模小売店舗を設置する者による手続等 (条例第 3 章 (第 9 条—第 16 条))

5.1 手続の全体像

- 大規模小売店舗を設置する者は、大規模小売店舗がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と相互に連携し、積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければなりません(条例第 5 条第 2 項)。
- 本条例では、ガイドラインにおける手続を基礎に、大規模小売店舗に対し、新たな仕組みを導入します(【表 4】参照)。

【表 4】大規模小売店舗に対する新たな仕組み

区 分	内 容
事 前 協 議	大規模小売店舗の新設等をしようとする者は、公共的団体と事前協議の上、地域貢献計画書、協議状況報告書及び地域貢献対照表を作成し、名古屋市に提出しなければなりません。
評 価 ・ 通 知	開店後に大規模小売店舗から提出される地域貢献活動実施状況報告書に基づき、名古屋市は、公共的団体の意見（評価を含みます。）を聴取し、大規模小売店舗に通知します。
撤 退	大規模小売店舗の撤退等は、その周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことから、撤退等を決定したときは、速やかに、名古屋市に届け出なければなりません。名古屋市は、その旨を名古屋市公式ウェブサイトにより公表します。

- 本条例に基づく、大規模小売店舗の新設等における手続の流れは、おおむね【表 5】及び【表 6】のとおりとなります。

【表 5】大規模小売店舗の新設等における手続の流れ①（開店前）

時 期	手 続	内 容
大規模小売店舗 立地法の届出等 の 3 か月以上前	新設等届出書の 提出 《p.14》	大規模小売店舗の新設等をしようとする者が、出店計画の概要や地域貢献活動の基本的な方針を名古屋市へ提出
新設等届出書の 提出後 1 か月以内	説明会の開催 《p.18》	大規模小売店舗の新設等をしようとする者が、出店計画等の早期情報提供のための説明会を開催
大規模小売店舗 の新設等をしよ うとする日の 6 か月以上前	地域貢献計画書の 作成・提出 《p.21》	<u>大規模小売店舗の新設等をしようとする者が、公共的団体と協議し、5 年度間の地域貢献計画書を名古屋市へ提出</u>
	<u>協議状況報告書・ 地域貢献対照表の 作成・提出</u> 《p.24》 《p.27》	<u>大規模小売店舗の新設等をしようとする者が、公共的団体との協議状況を名古屋市へ報告するとともに、公共的団体が期待する地域貢献活動と大規模小売店舗が実施を計画する地域貢献活動を比較できる表を名古屋市へ提出</u>
地域貢献計画書 の提出日から 2 か月以内	懇談会の開催 《p.30》	大規模小売店舗の新設等をしようとする者が、地域貢献計画について地域に内容を周知させるとともに、地域と意見交換するための懇談会を開催

注 1 下線部及び太枠内は、条例等における新たな仕組みを示します。

2 ガイドラインに基づき出店概要書を提出して、大規模小売店舗の新設等に向けて手続き中の場合は、条例や運用要綱において手続を求めます（「第 7 章 その他の大規模小売店舗の取扱い 《p.44》」参照）。

【表 6】大規模小売店舗の新設等における手続の流れ②（開店後）

時 期	手 続	内 容
毎年度終了後 2 か月以内 (翌年度 4 月 1 日 ～5 月 31 日)	地域貢献活動実施 状況報告書の提出 《p.33》	大規模小売店舗を設置する者が、 地域貢献計画書に基づいて行った 地域貢献活動の実施状況を名古屋 市へ報告
<u>地域貢献計画書 の計画期間の 4 年度目</u>	<u>地域貢献活動の 実施状況の報告に 係る意見の聴取等</u> 《p.36》	<u>地域貢献活動実施状況報告書に基 づき、名古屋市が、公共的団体から 意見を聴取し、その内容を大規模 小売店舗を設置する者へ通知</u>
地域貢献計画書 の計画期間の 末日まで (原則 5 年ごと)	地域貢献計画書等 の見直しと新たな 地域貢献計画書等 の提出 《p.39》	<u>大規模小売店舗を設置する者が、 公共的団体からの意見を参考に地 域貢献計画書等を見直し、新たな 地域貢献計画書等を名古屋市へ提 出</u>
<u>撤退等を 決定したとき 速やかに</u>	<u>撤退等届出書の 提出</u> 《p.41》	<u>大規模小売店舗を設置する者が、 撤退等に当たって講じる措置等を 示した届出書を名古屋市へ提出</u>

注 1 下線部及び太枠内は、条例等における新たな仕組みを示します。

2 既設の大規模小売店舗については、条例や運用要綱において手続を
求めます（「第 7 章 その他の大規模小売店舗の取扱い 《p.44》」参
照）。

5.2 手続の対象者（条例第 9 条）

- 令和 4 年 7 月 1 日以降、次の **A1** 又は **A2** に該当する大規模小売店舗の設置者（建物所有者）とします。

A1 大規模小売店舗の新設（大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項に規定する新設）をしようとする者

A2 大規模小売店舗内の店舗面積の増加（大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項の届出に係る増加する店舗面積の合計が 1,000 平方メートル又は増加する前の店舗面積の合計の 1 割を超えるものに限ります。）をしようとする者

※ ただし、上記 **A1** 又は **A2** に該当しなくても、以下の **B** から **D** のいずれかに該当する者は、条例に基づく一定の手続が必要となります。詳しくは、「第 7 章 その他の大規模小売店舗の取扱い《p.44》」を参照してください。

B 令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき出店概要書を提出して大規模小売店舗の新設又は店舗面積の増加に向けて手続き中の者（条例附則第 2 項）

C 令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき地域貢献計画書を名古屋市に提出している既設の大規模小売店舗の設置者（条例附則第 2 項）

D **A1** **A2** **B** **C** のいずれにも該当しない、既設の大規模小売店舗の設置者で、令和 4 年 7 月 1 日以降、大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項若しくは同条第 2 項、同法第 11 条第 3 項又は同法附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含みます。）の届出をする者（運用要綱第 15 条第 1 項）

※ また、大規模小売店舗を設置している者は、撤退等を決定したときは、速やかに、その旨を届け出なければなりません（条例第 16 条第 1 項）。詳しくは、「5.5 撤退等の届出等《p.41》」を参照してください。

5.3 出店計画の概要及び地域貢献活動の基本的な方針の 早期の情報提供（条例第 9 条・第 10 条）

A1

A2

B

5.3.1 新設等の届出等（条例第 9 条）

A1

A2

B

ア 新設等届出書の提出

「5.2 手続の対象者《p.13》」の **A1** 又は **A2** のいずれかに該当する者は、名古屋市に新設等届出書（第 1 号様式）《p.69》を提出しなければなりません（条例第 9 条第 1 項、施行細則第 3 条第 1 項・第 3 項）。

また、新設等届出書を提出する大規模小売店舗を設置する者は、届出に当たり、公共的団体への情報提供を行うよう努めなければなりません（運用要綱第 4 条）。

新設等届出書には、以下の事項を記載してください。

- ・届出者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・新設又は店舗面積の増加の区分
- ・大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・大規模小売店舗の新設等をしようとする日
- ・大規模小売店舗の敷地の属する用途地域（用途地域が定められていない土地の区域内にある場合は、その旨）
- ・大規模小売店舗内の店舗面積の合計（店舗面積の増加をしようとする場合にあっては、増加後の店舗面積の合計）
- ・大規模小売店舗の敷地面積及び延べ面積
- ・大規模小売店舗の構造
- ・自動車駐車場の駐車台数
- ・大規模小売店舗において事業を営む者の営業時間
- ・大規模小売店舗において小売業に属する事業を営む者のうち主要なものの氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・大規模小売店舗において営む小売業に属する事業以外の事業の種類及び当該事業の用に供される床面積の合計（当該事業の用に供される部分がある場合に限ります。）

- ・ 工事の着手及び完了の予定時期（工事を要しない場合を除きます。）
- ・ 大規模小売店舗立地法の届出、建築確認の申請、開発許可の申請及び農地転用許可の申請の予定時期
- ・ 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
- ・ 連絡先（担当部署及び電話番号）

新設等届出書には、以下の書類を添付してください（施行細則第 3 条第 2 項、運用要綱第 5 条）。

- ・ 広域位置図
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 来退店経路図

イ 提出時期

新設等届出書は、次に掲げる日のいずれか早い日までに提出しなければなりません（施行細則第 3 条第 1 項）。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項又は附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする日の 3 月前の日
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けなければならないときは、当該確認の申請をしようとする日の 3 月前の日
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日
- (4) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日

ウ 新設等の取止め

新設等届出書の提出者は、出店計画の見直し等により、新設等を取り止めたときは、遅滞なく、新設等取止届出書（第 2 号様式）《p.70》を名古屋市に提出しなければなりません（条例第 9 条第 3

項、施行細則第 4 条)。

新設等取止届出書には、以下の事項を記載してください。

- ・届出者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・新設等届出年月日
- ・取止めの理由

エ 提出先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

オ 新設等届出書の公表

名古屋市は、新設等届出書が提出されたときは、名古屋市公式ウェブサイトにより、その内容を公表します（条例第 9 条第 2 項）。

カ 名古屋市の関係課等からの意見の通知

名古屋市は、新設等届出書の提出があった場合は、主に名古屋市の関係課及び関係行政機関（【表 7】参照）に新設等届出書の写しを送付します。

新設等届出書の内容又は地域貢献活動の実施について、名古屋市の関係課又は関係行政機関から意見があった場合は、届出者に対し、当該意見を書面により通知します（運用要綱第 3 条）。

【表 7】 名古屋市の関係課及び関係行政機関

局区等		部	課	備 考
名古屋市	総務局	企画部	企画課	
	経済局	商業・流通部	地域商業課	
	環境局	地域環境対策部	大気環境対策課	
		資源循環部	資源循環推進課	
	住 宅 都市局	都市計画部	都市計画課	
			ウォークブル・景観推進課	
			交通企画・モビリティ都市推進課	
		建築指導部	建築指導課	
		市街地整備部	市街地整備課	必要に応じて
		まちづくり企画部	まちづくり企画課	
			名港開発振興課	
		リニア関連都心開発部	都心まちづくり課	
			リニア関連・名駅周辺開発推進課	
	緑 政 土木局	路政部	自転車利用課	
			道路利活用課	
		道路部	道路建設課	
			橋梁施設課	
			道路維持課	
		—	土木事務所	大規模小売店舗の所在する区の事務所に限る。
		緑地部	緑地維持課	
	区役所	区政部	地域力推進課	大規模小売店舗の所在する区の区役所に限る。
愛知県公安委員会	警 察 本 部	生活安全部	生活安全総務課	
		地域部	地域総務課	
		交通部	交通規制課	
	警察署	—	生活安全課	大規模小売店舗の所在する区の警察署に限る。
		—	交通課	

※ 大規模小売店舗の立地位置によっては、国の関係機関等に対しても意見を確認します。

5.3.2 説明会の開催（条例第 10 条）

A1

A2

B

新設等届出書の提出者（以下「新設者等」といいます。）は、名古屋市と協議の上、新設等届出書の提出日から 1 か月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、新設等届出書の内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません（条例第 10 条第 1 項）。

説明会の開催に当たっては、以下の事項に留意してください（施行細則第 5 条・第 6 条、運用要綱第 6 条・第 7 条・第 9 条第 1 項）。

- ア 説明会は、できる限り参加者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、平日の午後 6 時以降、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日のいずれかで、十分な人数を収容できる施設で開催してください。
- イ 説明会は、新設者等が運営してください。
- ウ 説明会は、新設者等が出席し、説明を行ってください。
- エ 説明会において配布する資料には、新設等届出書の記載事項を掲載するとともに、新設者等は、参加者からの質問に対して誠意をもって回答してください。
- オ 大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が特に大きいと認められるものを新設等する場合等にあつては、説明会を複数回開催するよう努めてください。
- カ 説明会の開催の周知は、出店計画地の敷地境界から少なくとも半径 1 キロメートルの範囲を対象として、開催予定日の 7 日前までに、原則として、時事に関する事項を記載する日刊新聞紙 2 紙以上に、説明会の開催案内を掲載する方法又は説明会の開催案内を掲載したちらしの折込みの方法によって行ってください。
- キ カの説明会の開催案内は、名古屋市と協議の上、説明会を開催する旨並びに説明会の開催予定日時及び場所等を記載してください。
- ク 説明会は、出店に関する地域の理解を深め、地域貢献活動の実施に関する方針を周知させるために開催するものであり、商業調整（小売

業の地域的な需給調整)を行うためのものではありません。

ケ 新設者等は、説明会を開催したときは、開催結果の概要を記載した

説明会
懇談会 開催状況報告書(第 3 号様式)《p.71》に、説明会の開催を周

知したことを証するもの及び説明会において配布した資料を添付の上、説明会の開催後 14 日以内に名古屋市に提出しなければなりません(条例第 10 条第 2 項、運用要綱第 9 条第 1 項)。

コ 説明会
懇談会 開催状況報告書には、以下の事項を記載してください。

- ・報告者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・説明会の開催の日時
- ・説明会の開催の場所
- ・説明会の参加者数
- ・説明者の氏名
- ・説明会の開催を地域の住民に周知させるためにとった措置
- ・説明会の開催状況のあらまし

サ 説明会
懇談会 開催状況報告書は、名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

に提出してください。

5.3.3 説明会を開催することができない場合（運用要綱第 8 条）

A1

A2

B

新設者等は、その責めに帰することができない次に掲げるいずれかの事由により説明会を開催することができない場合には、名古屋市と協議の上、説明会を開催しないこととすることができます（運用要綱第 8 条第 1 項）。

(1) 天災、交通の途絶、感染症のまん延その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 説明会を開催する者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと。

この場合において、新設者等は、届出等の要旨を記載した文書を配布すること等により、届出等の内容を地域の住民に周知させるものとします。

新設者等は、届出等の内容を地域の住民に周知させたときは、説明会開催状況報告書（第 3 号様式）《p.71》に、届出等の内容を地域の住民に周知したことを証するもの及び周知した資料を添付の上、周知させた日の 14 日以内に名古屋市に提出しなければなりません（運用要綱第 8 条第 2 項・第 3 項、第 9 条第 2 項）。

説明会開催状況報告書には、以下の事項を記載してください。

- ・報告者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・説明会を開催することができなかった理由、届出等の内容を周知させた日及び周知方法等（「開催状況のあらまし」の欄に適宜記載してください。）

また、説明会開催状況報告書は、名古屋市経済局商業・流通部地域商業課に提出してください。

5.4 地域貢献活動の推進（条例第 11 条—第 15 条）

A1

A2

B

C

5.4.1 地域貢献計画の作成等（条例第 11 条）

A1

A2

B

ア 地域貢献計画書の作成・提出

「5.3.1 ア 新設等届出書の提出《p.14》」を行った者は、地域貢献（変更）計画書（第 4 号様式）《p.72》を作成し、名古屋市に提出しなければなりません（条例第 11 条第 1 項、施行細則第 7 条第 2 項）。

地域貢献計画書は、大規模小売店舗の新設等をしようとする日から当該日の属する年度（年度の末日は 3 月 31 日とします。以下同じ。）から起算して 5 年目の年度の末日までを計画期間として作成するものとします（施行細則第 7 条第 1 項）。

地域貢献（変更）計画書には、以下の事項を記載してください。

- ・提出者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
- ・計画の期間
- ・地域貢献担当窓口の連絡先（担当部署及び電話番号）
- ・地域貢献計画（名古屋市が別に定める地域貢献活動例に掲げる分野、項目及び細目を記載するとともに、具体的な地域貢献活動内容及びその実施時期を記載してください。）

地域貢献計画書の作成に当たっては、次の事項に留意するよう努めなければなりません（運用要綱第 10 条第 1 項）。

- ・「5.3.1 カ 名古屋市の関係課等からの意見の通知《p.16》」による意見が述べられたときは、これを勘案してください。
- ・大規模小売店舗を設置する者と当該大規模小売店舗において事業を営む者（テナント等）との協力体制の確立を行ってください。
- ・大規模小売店舗の撤退等が地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、地域貢献計画書には、撤退等を行うこととなった場合を想定し、あらかじめ、その対応を「分野 7 撤退等」に記載してください。

第 4 号様式 (第 7 条関係)

記載例

(表)

地域貢献~~(変更)~~計画書

計画の変更でない場合は、(変更)に
取り消し線を入れてください。

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

和暦で記載してください。

提出者 住 所 ○市○町△丁目△番△号
氏 名 株式会社○○

代表取締役 ○○ ○○

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

- ・建物設置者をすべて記載してください。
- ・設置者の中に個人が含まれる場合、住所・氏名は「ほか個人○名」と記入してください。
- ・設置者が個人の場合、住所は記載せず、氏名のみ記載してください。

該当しないものに取り消し
線を入れてください。

第11条第1項
~~第11条第3項(条
例第15条第3項に
おいて準用する場
合を含む。)~~
第15条第1項

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

の規定により、次のとおり提出します。

大規模小売店舗の名称

○○ △△店

大規模小売店舗立地法に基づいて届出さ
れている店舗名称を記載してください。

大規模小売店舗の所在地

名古屋市○○区○町△丁目△番 ほか○筆

地域貢献活動の実施に
関する基本的な方針

○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○

大規模小売店舗立地法に基づいて届出さ
れている所在地を記載してください。

地域貢献活動の実施に関する基本的な方針や
特に重視したいこと等を記載してください。

- ・和暦で記載してください。
- ・新設の場合の始期は「開店予定日」、変更の場合の始期は「変更予定日」と記載してください。
- ・新設等の場合を除き、始期の日付は 4 月 1 日、終期の日付は 3 月 31 日と記載してください。

計 画 の 期 間

開店予定日から令和 年 3 月 31 日まで

連 絡 先

担 当 部 署

株式会社○○ △△部 ××課

電 話 番 号

○○○-○○○-○○○○

店舗の地域貢献活動
に関する問い合わせ
をさせていただく際
の連絡先を記載して
ください。

(裏)

	分野	項目	細目	活動内容	実施時期
	1 地域づくり	①町の美化	地域の清掃活動の実施	市の「環境デーなごや」にあわせた年 1 回全市一斉クリーンキャンペーン・なごやの実施	毎年 4 月
地域貢献計画	(中 略)				
	7 撤退等	①店舗閉鎖時・核テナント撤退時の対策	早期の情報開示・提供	撤退やその後の対応策に関する早期の情報開示	決定時点
				地域、行政への十分な情報提供	決定時点
			後継店の確保	失業者の発生や地域住民の買物の利便性の低下を極力抑えるための後継店、大型店承継者の確保	決定時点
				撤退後も再利用可能な店舗建築設計、レイアウト、資材への配慮	決定時点
				テナントが撤退した場合の空き店舗期間の短縮	決定時点
				同業店舗又は類似店舗の誘致の検討	決定時点
			従業員の雇用の確保	従業員の配置転換や再就職支援等による雇用の確保	決定時点
			店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止	適切な建物管理による店舗閉鎖に伴う周辺環境悪化の防止	決定時点

「7 撤退等」についても必ず記載してください。

注 「分野」、「項目」及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる分野、項目及び細目を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

イ 公共的団体との協議及び協議状況の報告

アの地域貢献計画書の作成に当たっては、公共的団体と協議するとともに、協議の状況を協議状況報告書（第 5 号様式）《p.74》によって名古屋市に報告しなければなりません（条例第 11 条第 2 項、施行細則第 8 条）。

協議状況報告書には、次の事項を記載してください。

- ・報告者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・協議した団体の名称
- ・協議状況のあらまし

協議する公共的団体は、大規模小売店舗の所在地の属する小学校通学区域において活動又は事業を行う公共的団体とします（運用要綱第 12 条第 2 項本文）。

ただし、当該大規模小売店舗の規模又は立地場所等から判断し、当該大規模小売店舗の所在地の属する小学校通学区域外の地域に及ぼす影響が大きいと認められるときは、当該大規模小売店舗の所在地の属する小学校通学区域に隣接する小学校通学区域等において活動又は事業を行う公共的団体を加えるよう努めなければなりません（運用要綱第 12 条第 2 項ただし書）。

また、この協議に当たって、大規模小売店舗を設置する者は、名古屋市が別に定める地域貢献活動例を提示するなどして、地域からの期待の把握に努めてください。

なお、公共的団体との協議は、地域貢献活動に係る公共的団体の意見、要望等を新設者等が把握するために行うものであって、商業調整（地域的な需給調整）を行うものではありません（運用要綱第 12 条第 1 項）。

ウ 提出時期

地域貢献計画書及び協議状況報告書は、新設等届出書の提出日以降で、大規模小売店舗の新設等をしようとする日の 6 か月前までに、同時に提出してください（条例第 11 条第 1 項、施行細則第 8 条）。

エ 地域貢献計画書の変更

地域貢献計画書の提出者は、地域貢献計画書の内容を変更したときは、遅滞なく、変更後の地域貢献（変更）計画書（第 4 号様式）《p.72》を名古屋市に提出してください（条例第 11 条第 3 項、施行細則第 7 条第 2 項）。

オ 提出先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

カ 地域貢献（変更）計画書の公表

名古屋市は、地域貢献計画書又は地域貢献変更計画書が提出されたときは、名古屋市公式ウェブサイトによりその内容を公表します（条例第 11 条第 4 項）。

5.4.2 地域貢献対照表の作成等（運用要綱第 11 条）

A1

A2

B

ア 地域貢献対照表の作成・提出

地域貢献計画書を提出する者は、地域貢献計画書の作成と併せて、地域貢献対照表（別記様式第 1）《p.78》を作成し、名古屋市に提出しなければなりません（運用要綱第 11 条第 1 項）。

地域貢献対照表は、公共的団体との協議の結果、公共的団体が期待する地域貢献活動と大規模小売店舗を設置する者が計画する地域貢献活動とを比較対照できる表です。

地域貢献対照表には、以下の事項を記載してください。

- ・報告者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・対照表（「地域貢献活動内容」の欄に地域貢献活動を具体的に記載してください。また、「地域の期待」及び「計画」の欄に、それぞれ公共的団体等が期待する活動内容に該当するもの及び大規模小売店舗を設置する者が計画するものに「○」印を記載してください。）

イ 提出時期

地域貢献対照表は、新設等届出書の提出日以降で、大規模小売店舗の新設等をしようとする日の 6 か月前までに、地域貢献計画書及び協議状況報告書と同時に提出してください（運用要綱第 11 条第 1 項）。

ウ 提出先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

エ 地域貢献対照表の公表

名古屋市は、地域貢献対照表が提出されたときは、名古屋市公式ウェブサイトによりその内容を公表します（運用要綱第 11 条第 3 項）。

別記様式第 1 (第 11 条関係)

記載例

地域貢献対照表

和暦で記載してください。 令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

- ・建物設置者をすべて記載してください。
- ・設置者の中に個人が含まれる場合、住所・氏名は「ほか個人〇名」と記入してください。
- ・設置者が個人の場合、住所は記載せず、氏名のみ記載してください。

報告者 住 所 〇市〇町△丁目△番△号
氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第11条第1項第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

該当しないものに取り消し線を記載してください。

記

1 大規模小売店舗の名称

〇〇 △△店

大規模小売店舗立地法に基づいて届出されている店舗名称を記載してください。

2 大規模小売店舗の所在地

名古屋市〇〇区〇町△丁目△番 ほか〇筆

大規模小売店舗立地法に基づいて届出されている所在地を記載してください。

3 対照表

別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙) 対照表

分野	項目	細目	地域貢献活動内容	地域の期待	計画
1 地域づくり	①町の美化	地域の清掃活動の実施	・市の「環境デーなごや」にあわせた年 1 回全市一斉クリーンキャンペーン・なごやの実施	○	○
			・地域一斉清掃への参加	○	○
		ノーポイ運動の推進	・空き缶・空きびん・たばこの吸い殻等の投げ捨て防止運動の実施、協力		○
	②交通安全	交通安全の普及・啓発	・各種交通安全市民運動への参加、協力	○	○
2 防犯	①生活安全	街頭犯罪防止への取り組み	・市民の安全・安心を脅かす犯罪防止を目的とした活動への参加、協力		○
			・子ども、女性、高齢者を犯罪から守る活動への参加、協力	○	○
3 防災	①災害への備え	発災への準備	・市の地域防災協力事業所として大規模災害時の支援協力についての覚書締結	○	○
			・地域との災害協定の締結	○	○
		雨水流出抑制	・雨水貯留施設の設置	○	
		(以下省略)	地域が期待するが、計画には記載しない事項についてもその内容を記載してください。		

注 1 「地域貢献活動内容」の欄には、別に定める地域貢献活動例を参考に具体的に記載してください。

2 「地域の期待」の欄には、地域貢献活動内容について、公共的団体等が期待するものに該当するものに「○」印を記載してください。

3 「計画」の欄には、地域貢献活動内容について、大規模小売店舗に関して実施を計画するものに「○」印を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

5.4.3 懇談会の開催（条例第 12 条）

A1

A2

B

地域貢献計画書を提出した者（以下「提出者」といいます。）は、名古屋市と協議の上、地域貢献計画書の提出日から 2 か月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、当該地域貢献計画書の内容を周知させ、及びこれについて意見の交換をするための懇談会を開催しなければなりません（条例第 12 条第 1 項）。

懇談会の開催に当たっては、以下の事項に留意してください（施行細則第 9 条、運用要綱第 13 条）。

- ア 懇談会は、できる限り参加者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、平日の午後 6 時以降、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日のいずれかで、十分な人数を収容できる施設で開催してください。
- イ 懇談会は、提出者が運営してください。
- ウ 懇談会は、提出者が出席し、説明を行ってください。
- エ 懇談会において配布する資料には、地域貢献計画書の記載事項を掲載するとともに、提出者は、参加者からの質問に対して誠意をもって回答してください。
- オ 大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が特に大きいと認められるものを新設等する場合等にあつては、懇談会を複数回開催するよう努めてください。
- カ 懇談会の開催の周知は、出店計画地の敷地境界から少なくとも半径 1 キロメートルの範囲を対象として、開催予定日の 7 日前までに、原則として、時事に関する事項を記載する日刊新聞紙 2 紙以上に、懇談会の開催案内を掲載する方法又は懇談会の開催案内を掲載したちらしの折込みの方法によって行ってください。
- キ カの懇談会の開催案内は、名古屋市と協議の上、懇談会を開催する旨並びに懇談会の開催予定日時及び場所等を記載してください。
- ク 懇談会は、大規模小売店舗に期待する地域貢献の内容を把握するために開催するものであり、商業調整（小売業の地域的な需給調整）を行うためのものではありません。
- ケ 提出者は、懇談会を開催したときは、開催結果の概要を記載した

説明会
懇談会 開催状況報告書（第 3 号様式）《p.71》に、懇談会の開催を周

知したことを証するもの及び懇談会において配布した資料を添付の上、懇談会の開催後 14 日以内に名古屋市に提出しなければなりません（条例第 12 条第 2 項、施行細則第 10 条）。

コ 説明会
懇談会 開催状況報告書には、以下の事項を記載してください。

- ・報告者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・懇談会の開催の日時
- ・懇談会の開催の場所
- ・懇談会の参加者数
- ・説明者の氏名
- ・懇談会の開催を地域の住民に周知させるためにとった措置
- ・懇談会の開催状況のあらまし

サ 説明会
懇談会 開催状況報告書は、名古屋市経済局商業・流通部地域商業課に提出してください。

5.4.4 懇談会を開催することができない場合（運用要綱第 13 条）

A1

A2

B

提出者は、その責めに帰することができない次に掲げるいずれかの事由により懇談会を開催することができない場合には、名古屋市と協議の上、懇談会を開催しないこととすることができます（運用要綱第 13 条）。

(1) 天災、交通の途絶、感染症のまん延その他の不測の事態により懇談会の開催が不可能であること。

(2) 懇談会を開催する者以外の者により懇談会の開催が故意に阻害されることによって懇談会を円滑に開催できないこと。

この場合において、提出者は、地域貢献計画書の記載事項の要旨を記載した文書を配布すること等により、地域貢献計画書の内容を地域の住民に周知させるものとします。

提出者は、地域貢献計画書の内容を地域の住民に周知させたときは、
説明会
懇談会
開催状況報告書（第 3 号様式）《p.71》に、地域貢献計画書等の内容を地域の住民に周知したことを証するもの及び周知した資料を添付の上、周知させた日の 14 日以内に名古屋市に提出しなければなりません。

説明会
懇談会
開催状況報告書には、以下の事項を記載してください。

- ・報告者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・懇談会を開催することができなかった理由、地域貢献計画書等の内容を周知させた日及び周知方法等（「開催状況のあらまし」の欄に適宜記載してください。）

また、説明会
懇談会
開催状況報告書は、名古屋市経済局商業・流通部地域商業課に提出してください。

5.4.5 地域貢献活動の実施状況の報告（条例第 13 条）

A1

A2

B

C

ア 地域貢献活動実施状況報告書の提出

地域貢献計画書を提出した者は、地域貢献計画書に基づいて行った地域貢献活動の実施状況について、毎年度、地域貢献活動実施状況報告書（第 6 号様式）《p.75》を提出することによって名古屋市に報告しなければなりません（条例第 13 条第 1 項、施行細則第 11 条）。

地域貢献活動実施状況報告書には、以下の事項を記載してください。

- ・ 報告者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・ 大規模小売店舗の名称
- ・ 大規模小売店舗の所在地
- ・ 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
- ・ 計画の期間
- ・ 地域貢献担当窓口の連絡先（担当部署及び電話番号）
- ・ 地域貢献活動の実施状況（大規模小売店舗の撤退等が地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、名古屋市が別に定める地域貢献活動例を参照した上で、「分野 7 撤退等」についても記載してください。）

イ 提出時期

毎年度終了後 2 か月以内（翌年度の 4 月 1 日から 5 月 31 日まで）に、前年度分の報告書を提出してください。

ウ 提出先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

エ 地域貢献活動実施状況報告書の公表

名古屋市は、地域貢献活動実施状況報告書が提出されたときは、名古屋市公式ウェブサイトによりその内容を公表します（条例第 13 条第 2 項）。

分野、項目、細目は、名古屋市に提出した地域貢献計画書に記入した内容を記載してください。

(裏)

地域 貢 献 活 動 の 実 施 状 況	分野	項目	細目	活動内容	実施時期
	1 地域 づくり	①町の美化	地域の清掃 活動の実施	・市の「環境デーなごや」に あわせた年 1 回全市一斉 クリーンキャンペーン・ なごやの実施 ・地域一斉清掃への参加	令和 年 月 日 令和 年 月 日
			ノーポイ運 動の推進	・空き缶・空きびん・たばこ の吸い殻等の投げ捨て防 止運動の実施、協力	随時
		②交通安全	交通安全の 普及・啓発	・各種交通安全市民運動へ の参加、協力	令和 年 月 日
	2 防犯	①生活安全	街頭犯罪防 止への取り 組み	・市民の安全・安心を脅かす 犯罪防止を目的とした活 動への参加、協力 ・子ども、女性、高齢者を犯 罪から守る活動への参 加、協力	令和 年 月 日 令和 年 月 日
	3 防災	①災害への 備え	発災への準 備	・市の地域防災協力事業所 として大規模災害時の支 援協力についての覚書締 結 ・地域との災害協定の締結	令和 年 月 日 締結 令和 年 月 日 締結
				(以下省略)	(〇〇町内会)

注 「分野」、「項目」及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる分野、項目及び細目を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

5.4.6 地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等 (条例第 14 条)

A1

A2

B

C

名古屋市は、「5.4.5 地域貢献活動の実施状況の報告」の内容について公共的団体の意見を聴くとともに、これを報告者に通知するものとします (条例第 14 条)。

ア 公共的団体の意見の聴取 (この手続は名古屋市が行います。)

公共的団体の意見の聴取は、地域貢献活動確認シート (別記様式第 2) 《p.84》により行うものとします (運用要綱第 14 条)。

地域貢献活動確認シートの記載内容は、以下のとおりです。

- ・ 店舗名
- ・ 確認者 (学区連絡協議会等の名称を記載)
- ・ 確認票 (名古屋市が別に定める地域貢献活動例の分野ごとに、
「優」：大変よい取り組みだと思う。
「良」：よい取り組みだと思う。
「可」：改善の上、取り組んでほしい。

の別で、公共的団体による「地域評価」を記載するとともに、具体的な意見等を記載。)

イ 実施時期

意見の聴取は、地域貢献計画書の計画期間内において、原則として 5 年に 1 回、地域貢献計画書の計画期間 (5 年度間) の中間年度 (計画期間の 3 年度目) に相当する年度に係る報告の内容について報告を受けた日 (翌年度の 4 月 1 日から 5 月 31 日まで) の属する年度 (計画期間の 4 年度目) に実施するものとします (施行細則第 12 条、運用要綱第 14 条)。

別記様式第2(第14条、第15条関係)

記載例

地域貢献活動確認シート

和暦で記載してください。

令和 年 月 日

本シートは、下記の大規模小売店舗の地域貢献活動実施状況報告書の内容について地域の皆様と共有し、店舗による取組みに一層のご理解等をいただくことで、より地域の発展・向上に寄与するべく、ご確認をお願いしています。

各分野で、取組みに対する評価について、「地域評価」の欄のいずれかの選択肢に「☒」印を付けてください。

ご記入いただいた内容は、担当から店舗へお伝えいたします。

記

- 1 店舗名：(〇〇 △△店)
- 2 確認者：(〇〇学区連絡協議会)
- 3 確認票：

地域貢献活動実施状況報告書に記載されている店舗の名称で記載してください。

学区連絡協議会又は地域商業関係団体等の名称を記載してください。

分野	地域評価	備考(具体的な意見等)
1 地域づくり	☒ 優 ☐ 良 ☐ 可	ゴミが少なく、治安も維持されている。盆踊り会場の提供などの協力もあり、学区との良好な関係が築かれている。
2 防犯	☐ 優 ☒ 良 ☐ 可	大型店の地域貢献活動についてご意見等があれば具体的に記載してください。
3 防災	☐ 優 ☐ 良 ☒ 可	地域防災協力事業所として、学区との覚書締結に向けた協議をお願いしたい。
4 自然環境	☒ 優 ☐ 良 ☐ 可	大型店に新たに実施してほしい地域貢献活動があれば具体的に記載してください。

第 5 章 大規模小売店舗を設置する者による手続等(条例第 3 章(第 9 条—第 16 条))

分野	地域評価	備考（具体的な意見等）
5 健康・福祉・子育て	☐ 優 ☒ 良 ☐ 可	
6 雇用・労働	☐ 優 ☒ 良 ☐ 可	
7 撤退等	☐ 優 ☒ 良 ☐ 可	
8 その他	☐ 優 ☒ 良 ☐ 可	

注 1 「2 確認者」の欄には、学区連絡協議会等の名称を記載してください。

2 「3 確認票」の「地域評価」の欄の選択肢は次のような意味とします。

優：大変よい取組みだと思う。

良：よい取組みだと思う。

可：改善の上、取組んでほしい。（※「備考」の欄に具体的な内容を記載してください。）

3 「3 確認票」の「地域評価」の欄に「✓」印が無い場合や、確認シートの提出が無い場合は、店舗の取組みを「良」とみなしているものとします。

4 店舗の取組み状況を踏まえ、「貴店舗の●●の取組みについて地域としても協調して実施したい」等のご意見がありましたら「備考」の欄に記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

担当：名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

電話（052-972-2433）

5.4.7 地域貢献計画の見直し（条例第 15 条）

A1

A2

B

C

ア 地域貢献計画書の見直しと新たな地域貢献計画書の作成・提出

地域貢献計画書を提出した者は、原則として 5 年ごとに、地域貢献計画書の見直しを行うとともに、地域貢献（変更）計画書（第 4 号様式）《p.72》によって新たな地域貢献計画書を作成し、名古屋市に提出しなければなりません（条例第 15 条第 1 項、施行細則第 7 条第 2 項）。

ただし、「**5.5 ア 撤退等届出書の提出**」をした者についてはこの限りではありません（条例第 15 条第 1 項ただし書き）。

新たな地域貢献計画書は、従前の地域貢献計画書の計画期間の末日（3 月 31 日）の翌日（4 月 1 日）から起算して 5 年間を計画期間として作成してください。

また、地域貢献計画書の見直しを行うに当たっては、「**5.4.6 地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等**」により名古屋市から通知された公共的団体の意見を勘案して新たな地域貢献計画書を作成するよう努めるとともに、当該意見を踏まえて公共的団体と協議を行うよう努めなければなりません（条例第 15 条第 2 項、運用要綱第 10 条第 2 項）。

イ 新たな地域貢献対照表の作成

アにより新たな地域貢献計画書を提出する者は、地域貢献計画書の作成と併せて、地域貢献対照表（別記様式第 1）《p.78》を作成し、名古屋市に提出するよう努めなければなりません（運用要綱第 11 条第 2 項）。

ウ 提出時期

新たな地域貢献計画書及び地域貢献対照表は、従前の地域貢献計画書の計画期間の末日までに名古屋市に提出してください（施行細則第 7 条第 3 項）。

エ 地域貢献計画書の変更

新たな地域貢献計画書の提出者は、地域貢献計画書の内容を変更したときは、遅滞なく、変更後の地域貢献（変更）計画書（第 4 号様式）《p.72》を名古屋市に提出してください（条例第 15 条第 3 項、施行細則第 7 条第 2 項）。

変更後の計画期間の末日は、変更前の計画期間の末日と同日とします（施行細則第 7 条第 1 項）。

オ 提出先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

カ 新たな地域貢献計画書等の公表

名古屋市は、新たな地域貢献計画書及び地域貢献対照表が提出されたときは、名古屋市公式ウェブサイトによりその内容を公表します（条例第 15 条第 3 項、運用要綱第 11 条第 3 項）。

5.5 撤退等の届出等（条例第16条）

すべての設置者

ア 撤退等届出書の提出

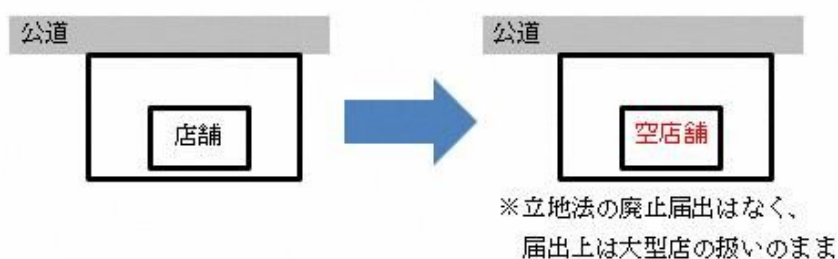
大規模小売店舗を設置している者は、撤退等を決定したときは、撤退等届出書（第7号様式）《p.77》を速やかに名古屋市に提出し、その旨を届け出なければなりません（条例第16条第1項、施行細則第13条）。

「撤退等」とは、当該大規模小売店舗に係る事業を廃止し、若しくは相当の期間休止すること又は大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による「大規模小売店舗廃止届出書」の届出をすることをいいます（条例第16条第1項）。

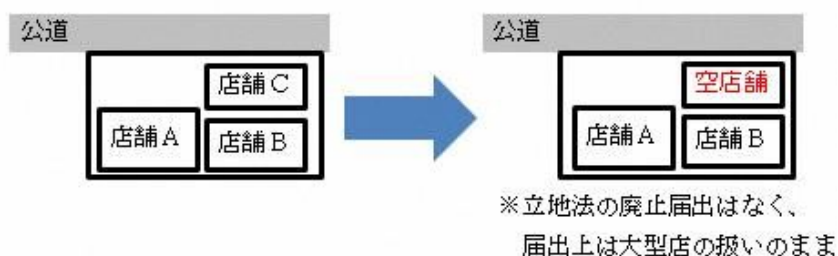
また、「相当の期間休止する」とは、おおむね半年以上の中長期間にわたり、以下のような状態となること等を想定しています。

- ・《イメージ1》閉店するが、大規模小売店舗立地法の廃止届出はせず、その後の店舗への入居が未定（空店舗のまま）の状態
- ・《イメージ2》一の敷地内に複数の大規模小売店舗の建築物が立地する場合において、そのうち一つの建築物が空店舗の状態

《イメージ1》立地法の届出店舗が1つの建物で構成されている場合



《イメージ2》立地法の届出店舗が3つの建物で構成されている場合



なお、短期間の休止であっても、地域住民の買い物の利便性等が著しく低下する場合も想定されることから、店舗を休止する場合は、早めに名古屋市までご相談ください。

撤退等届出書には、以下の事項を記載してください。

- ・届出者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・大規模小売店舗の名称
- ・大規模小売店舗の所在地
- ・撤退等予定年月日
- ・撤退等の理由
- ・撤退等に当たって講ずる措置
- ・休止の予定期間
- ・連絡先（担当部署及び電話番号）

イ 提出時期

撤退等届出書は、大規模小売店舗の撤退等を決定した後速やかに提出してください（条例第 16 条第 1 項）。

ウ 提出先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

エ 撤退等届出書の公表

名古屋市は、撤退等届出書が提出されたときは、名古屋市公式ウェブサイトによりその内容を公表します（条例第 16 条第 2 項）。

オ その他

- ・撤退等届出書による届出をした者は、大規模小売店舗の撤退等がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努めなければなりません（条例第 16 条第 3 項）。
- ・事業を相当の期間休止する場合等において、名古屋市公式ウェブサイトにより公表されている「地域貢献（変更）計画書《p.26》」や「地域貢献活動実施状況報告書《p.33》《p.48》」の取扱いは、名古屋市と相談するものとし（条例第 15 条第 1 項ただし書）。

第 6 章 施行期日（条例附則第 1 項）

- 条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。
- ただし、条例第 3 章（条例第 9 条—第 16 条）、条例附則第 2 項、施行細則及び運用要綱の規定（本手引き「第 5 章 大規模小売店舗を設置する者による手続等《pp.10-42》」及び「第 7 章 その他の大規模小売店舗の取扱い」《pp.44-53》が相当します。）は、令和 4 年 7 月 1 日から施行します（条例附則第 1 項、施行細則附則、運用要綱附則第 1 項）。
- 条例の施行に伴い、ガイドラインは、令和 4 年 6 月 30 日をもって廃止します（運用要綱附則第 2 項）。

第 7 章 その他の大規模小売店舗の取扱い

B C D

7.1 経過措置（条例附則第 2 項）

B C

7.1.1 経過措置の対象者及び考え方

B C

「5.2 手続の対象者《p.13》」の **A1** 又は **A2** に該当しない場合において、条例の一部施行日（令和 4 年 7 月 1 日）より前に、ガイドラインに基づく手続その他の行為が行われた場合は、条例の相当の規定により当該手続その他の行為が行われたものとみなします（条例附則第 2 項（経過措置））。

この経過措置は、「5.2 手続の対象者《p.13》」の **B** 又は **C** のいずれかの者に適用されます。

B 令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき出店概要書を提出して大規模小売店舗の新設又は店舗面積の増加に向けて手続き中の者

C 令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき地域貢献計画書を名古屋市に提出している既設の大規模小売店舗の設置者

これらの者について、ガイドラインに基づく手続その他の行為と、この条例の相当の規定とみなされるものとの対照表（飛び付き表）は【表 8】に掲げるとおりとなり、ガイドラインに基づく手続その他の行為は、この条例の相当の規定により行われたものとみなされ、みなされた後の手続については条例に組み込まれることとなり、引き続き、後発する条例の手続を行うこととなります。

【表 8】ガイドラインと条例の相当の規定との対照表（飛び付き表）

区分	ガイドラインの 手続き その他の行為	みなされるもの（条例の相当の規定）	
		根拠条項	
開店前 B	出店概要書の提出	新設等の届出	条例第 9 条第 1 項
	出店概要書の取下げ	新設等の取止め	条例第 9 条第 3 項
	地域説明会の開催	説明会の開催	条例第10条第 1 項
	地域説明会の開催報告	説明会の開催報告	条例第10条第 2 項
	地域貢献計画書の提出	地域貢献計画の作成・提出	条例第11条第 1 項
		協議状況の報告	条例第11条第 2 項
	地域貢献変更計画書の提出	地域貢献計画の変更	条例第11条第 3 項
	地域貢献懇談会の開催	懇談会の開催	条例第12条第 1 項
	地域貢献懇談会の開催報告	懇談会の開催報告	条例第12条第 2 項
	開店後 B C	地域貢献変更計画書の提出	地域貢献計画の変更
条例第15条第 3 項			
地域貢献実施状況報告書の提出		地域貢献活動の実施状況の報告	条例第13条第 1 項
	地域貢献計画書の更新	地域貢献計画の見直し	条例第15条第 1 項

7.1.2 大規模小売店舗の新設又は店舗面積の増加に向けて手続き中の者の手続 B

B「令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき出店概要書を提出して大規模小売店舗の新設又は店舗面積の増加に向けて手続き中の者」の具体例と経過措置を以下に示します。

(例 1) 令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき出店概要書及び地域貢献計画書を名古屋市へ提出したものの、地域貢献懇談会を開催していない場合

- ・ 条例第 3 章に規定する手続等（本手引き「第 5 章 大規模小売店舗を設置する者による手続等《pp.10-42》」）について、【表 8】を参照し、後発する条例第 11 条第 3 項（地域貢献計画の変更）から第 16 条（撤退等の届出等）までを適用します。

(例 2) 令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき出店概要書を名古屋市へ提出したものの、地域説明会を開催していない（地域貢献計画書も未提出の）場合

- ・ 条例第 3 章に規定する手続等（本手引き「第 5 章 大規模小売店舗を設置する者による手続等《pp.10-42》」）について、【表 8】を参照し、後発する条例第 10 条第 1 項（説明会の開催）から第 16 条（撤退等の届出等）までを適用します。
- ・ また、条例に基づく「地域貢献計画の作成・提出（条例第 11 条第 1 項）」及び「協議状況の報告（条例第 11 条第 2 項）」に加え、運用要綱の規定により、併せて地域貢献対照表（別記様式第 1）《p.78》の提出を求めます。

(例 3) 令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき出店概要書を名古屋市へ提出し、地域説明会を開催したものの、その報告を名古屋市にしていない（地域貢献計画書も未提出の）場合

- ・ 条例第 3 章に規定する手続等（本手引き「第 5 章 大規模小売店舗を設置する者による手続等《pp.10-42》」）について、【表 8】を参照

し、後発する条例第 10 条第 2 項（説明会の開催報告）から第 16 条（撤退等の届出等）までを適用します。

- ・また、条例に基づく「地域貢献計画の作成・提出（条例第 11 条第 1 項）」及び「協議状況の報告（条例第 11 条第 2 項）」に加え、運用要綱の規定により、併せて地域貢献対照表（別記様式第 1）《p.78》の提出を求めます。

7.1.3 ガイドラインに基づき地域貢献計画書を名古屋市に提出している既設の大規模小売店舗の設置者の手続 C

C「令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき地域貢献計画書を名古屋市に提出している既設の大規模小売店舗の設置者」の具体例と経過措置を以下に示します。

（例） 令和 4 年 7 月 1 日より前に、ガイドラインに基づき地域貢献計画書を名古屋市へ提出し、かつ、毎年度、地域貢献実施状況報告書を名古屋市へ提出している場合

- ・条例第 3 章に規定する手続等（本手引き「第 5 章 大規模小売店舗を設置する者による手続等《pp.10-42》」）について、【表 8】を参照し、後発する条例第 13 条第 1 項（地域貢献活動の実施状況の報告）から第 16 条（撤退等の届出等）までを適用します。

7.2 地域貢献計画書を提出していない既設の大規模小売店舗の設置者の手続（運用要綱第 15 条） D

ア 地域貢献活動実施状況報告書の提出

「5.2 手続の対象者《p.13》」の **D** に該当する者は、大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項若しくは同条第 2 項、同法第 11 条第 3 項又は同法附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含みます。）の届出をするときは、その都度、地域貢献活動実施状況報告書（別記様式第 3）《p.86》により、地域貢献活動の実施の状況を名古屋市に報告しなければなりません。ただし、同一年度に 2 回以上の報告は不要とします（運用要綱第 15 条第 1 項）。

上記の「5.2 手続の対象者《p.13》」の **D** 「**A1** **A2** **B** **C**」のいずれにも該当しない、既設の大規模小売店舗の設置者」は、ガイドラインに基づく地域貢献計画書を提出していない、既設の大規模小売店舗の設置者、すなわち、以下の者が該当します。

- ・ ガイドライン施行日においてすでに大規模小売店舗立地法の適用を受けていた大規模小売店舗の設置者（同法に基づく手続き中だった者を含みます。）
- ・ ガイドライン施行日以降に大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項に基づく届出を名古屋市へ行い、大規模小売店舗立地法の適用を受けることになった大規模小売店舗の設置者
- ・ 大規模小売店舗立地法の届出を行ったことのない大規模小売店舗の設置者

地域貢献活動実施状況報告書には、以下の事項を記載してください。

- ・ 報告者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
- ・ 大規模小売店舗の名称
- ・ 大規模小売店舗の所在地
- ・ 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針

- ・地域貢献担当窓口の連絡先（担当部署及び電話番号）
- ・地域貢献活動の実施状況（大規模小売店舗の撤退等が地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、別に定める地域貢献活動例を参照し、「分野 7 撤退等」についても記載してください。）

イ 提出時期

地域貢献活動実施状況報告書は、大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項若しくは同条第 2 項、同法第 11 条第 3 項又は同法附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含みます。）の届出をする都度、提出してください。

ウ 提出先

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

エ 地域貢献活動実施状況報告書の公表

名古屋市は、地域貢献活動実施状況報告書が提出されたときは、名古屋市公式ウェブサイトによりその内容を公表します（運用要綱第 15 条第 2 項）。

(表)

地域貢献活動実施状況報告書

和暦で記載してください。

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市長

報告者 住所 ○市○町△丁目△番△号
氏名 株式会社○○
代表取締役 ○○ ○○

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

- ・建物設置者をすべて記載してください。
- ・設置者の中に個人が含まれる場合、住所・氏名は「ほか個人〇名」と記入してください。
- ・設置者が個人のみの場合、住所は記載せず、氏名のみ記載してください。

名古屋市事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第15条第1項の規定により、次のとおり報告します。

大規模小売店舗の名称 ○○ △△店

大規模小売店舗立地法に基づいて
届出されている店舗名称を記載し
てください。

大規模小売店舗の所在地 名古屋市〇〇区〇町△丁目△番 ほか〇筆

地域貢献活動の実施に 関する基本的な方針

大規模小売店舗立地法に基づいて届出されている所在地を記載してください。

大規模小売店舗立地法に基づいて届出されている所在地を記載してください。

地域貢献活動の実施に関する基本的な方針や特に重視したいこと等を記載してください。

連絡先

担 当 部 署 株式会社〇〇 △△部 ××課

電話 番 号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

店舗の地域貢献活動に関する問い合わせをさせていただく際の連絡先を記載してください。

(裏)

		分野	項目	細目	活動内容	実施時期
	1 地域づくり	①町の美化	地域の清掃活動の実施	・市の「環境デーなごや」にあわせた年 1 回全市一斉クリーンキャンペーン・なごやの実施	令和 年 月 日	
				・地域一斉清掃への参加	令和 年 月 日	
			ノーポイ運動の推進	・空き缶・空きびん・たばこの吸い殻等の投げ捨て防止運動の実施、協力	随時	
			②交通安全	交通安全の普及・啓発	・各種交通安全市民運動への参加、協力	令和 年 月 日
地域貢献活動の実施状況	2 防犯	①生活安全	街頭犯罪防止への取り組み	・市民の安全・安心を脅かす犯罪防止を目的とした活動への参加、協力	令和 年 月 日	
				・子ども、女性、高齢者を犯罪から守る活動への参加、協力	令和 年 月 日	
	3 防災	①災害への備え	発災への準備	・市の地域防災協力事業所として大規模災害時の支援協力についての覚書締結	令和 年 月 日 締結	
・地域との災害協定の締結				令和 年 月 日 締結		
(以下省略)						(〇〇町内会)

提出日から概ね過去
1 年間の活動内容を
記載してください。

注 「分野」、「項目」及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる分野、項目及び細目を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

オ 地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等

名古屋市は、アの報告の内容について公共的団体の意見を聴くとともに、これを報告者に通知するものとします（運用要綱第 15 条第 3 項）。

(1) 公共的団体の意見の聴取（この手続は名古屋市が行います。）

公共的団体の意見の聴取は、地域貢献活動確認シート（別記様式第 2）《p.84》により行うものとします（運用要綱第 15 条第 4 項）。

地域貢献活動確認シートの記載内容は、以下のとおりです。

- ・ 店舗名
- ・ 確認者（学区連絡協議会等の名称を記入）
- ・ 確認票（名古屋市が別に定める地域貢献活動例の分野ごとに、
「優」：大変よい取り組みだと思う。
「良」：よい取り組みだと思う。
「可」：改善の上、取り組んでほしい。

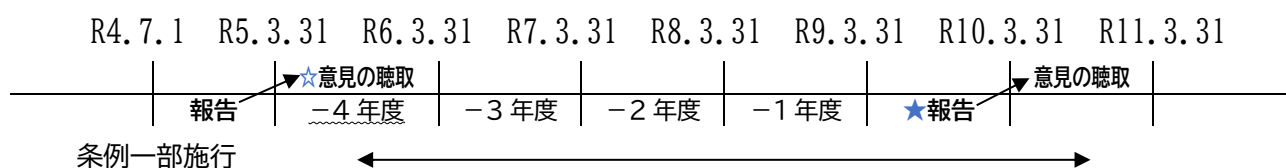
の別で、公共的団体による「地域評価」を記載するとともに、具体的な意見等を記載。）

意見の聴取は、アの報告を受けた日の属する年度の翌年度に実施します。ただし、アの報告を受けた日の属する年度前 3 年度以内に意見の聴取を行ったことがある場合は実施しません（運用要綱第 15 条第 4 項）。

意見の聴取を実施する場合としない場合の例を以下に図示します。

①意見の聴取を実施する場合

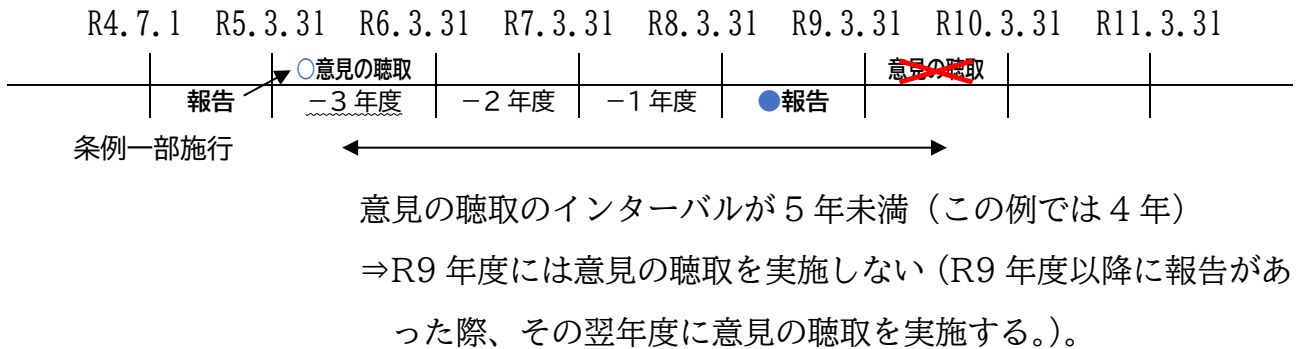
報告を受けた日の属する年度（★）前 3 年度以内に前回の意見の聴取（☆）を行ったことがない場合



意見の聴取のインターバルが 5 年以上（この例では 5 年）
⇒ R10 年度に意見の聴取を実施する。

②意見の聴取を実施しない場合

報告を受けた日の属する年度（●）前 3 年度以内に前回の意見の聴取（○）が行ったことがある場合



(2) 意見の通知後の手続

名古屋市から公共的団体の意見の通知を受けた報告者は、地域貢献活動確認シート（別記様式第 2）の確認票の備考欄に意見等の記載があった場合には、地域貢献活動対応シート（店舗側回答シート）（別記様式第 2-2）《p.86》により、当該意見等に対する対応等を名古屋市に報告するものとします（運用要綱第 15 条第 5 項）。

地域貢献活動対応シート（店舗側回答シート）の記載内容は、以下のとおりです。

- ・店舗名
- ・回答者（法人名及び部署名（又は役職名）を記載）
- ・確認票（名古屋市が別に定める地域貢献活動例の分野ごとに、公共的団体の意見等が記載されている分野について、今後の対応等を記載。）

地域貢献活動対応シート（店舗側回答シート）は、名古屋市経済局商業・流通部地域商業課に提出してください。

また、名古屋市は、当該報告があったときは、これを当該意見等を記入した公共的団体に通知するものとします（運用要綱第 15 条第 6 項）。

別記様式第 2-2（第 15 条関係）

記載例

地域貢献活動対応シート（店舗側回答シート）

和暦で記載してください。

令和 年 月 日

本シートは、下記の大規模小売店舗の地域貢献活動実施状況報告書の内容について地域の皆様から寄せられた意見等に対し、店舗側の今後の対応等をご記入いただくことで、地域と店舗の相互理解の促進及び地域ニーズを踏まえた地域貢献活動の推進に寄与すべく、ご記入をお願いしています。

各分野で、公共的団体の意見等に対する今後の対応等を、「店舗側の回答」の欄に記入してください。

ご記入いただいた内容は、担当から公共的団体へお伝えいたします。

記

- 1 店舗名：(〇〇 △△店)
- 2 回答者：(〇〇 △△店 店長)
- 3 対応票：

回答者の会社名・部署名(又は「店長」等の役職名)等を記載してください。

公共的団体の名称：(〇〇学区連絡協議会)

意見のあった学区連絡協議会又は地域商業関係団体等の名称です。

分野	公共的団体の意見等	店舗側の回答（今後の対応等）
1 地域づくり	ゴミが少なく、治安も維持されている。盆踊り会場の提供などの協力もあり、学区との良好な関係が築かれている。	店舗周辺の清掃活動や、盆踊り会場の提供をはじめ、学区と良好な関係を築けるよう引き続き努めてまいります。
2 防犯		
3 防災	地域防災協力事業所として、学区との覚書締結に向けた協議をお願いしたい。	覚書の具体的な内容について、貴学区と協議させていただきます。
4 自然環境	(以下省略)	

公共的団体の意見等が記載されている分野について、今後の対応等を記載してください。

第8章 条例

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

令和4年3月24日

条例第5号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本的施策（第7条・第8条）

第3章 大規模小売店舗を設置する者による手続等（第9条—第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、商業者等による地域貢献活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに商業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、併せて大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化を図り、及び安心、安全で快適なまちづくりを推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 商業者（小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する施設を設置する者をいう。以下同じ。）及び地域商業関係団体等（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 公共的団体 学区連絡協議会その他地域の住民により組織された団体（小学校の通学区域以上を単位とするものに限る。）及び地域商業関係団体等をいう。
- (3) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」

という。) 第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。

(4) 地域貢献活動 まちづくりの推進その他良好な地域社会の維持及び形成に資する自主的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 商業者等による地域貢献活動の推進は、市、商業者等及び地域の多様な主体の連携並びに商業者等の相互の連携を図りながら、これらの者が共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 商業者等による地域貢献活動の推進は、市民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、商業者等に対して地域貢献活動を推進するために必要な助言及び情報の提供を行うとともに、商業者等による地域貢献活動に関する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(商業者等の役割)

第5条 商業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、活気と魅力のある商業地の形成に資するよう努めるとともに、創意工夫を生かして、地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

2 商業者等のうち大規模小売店舗を設置する者は、大規模小売店舗がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と相互に連携し、積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、商業者等による地域貢献活動について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(情報の収集及び提供)

第7条 市は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、当該取組に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、商業者等及び市民が商業者等による地域貢献活動の重要性について

理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動の推進に資するよう、広報及び啓発を行うものとする。

第3章 大規模小売店舗を設置する者による手続等 (新設等の届出等)

第9条 大規模小売店舗の新設（法第5条第1項に規定する大規模小売店舗の新設をいう。）又は大規模小売店舗内の店舗面積（法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）の増加（増加する店舗面積の合計が規則で定める面積を超えるものに限る。）（以下「大規模小売店舗の新設等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 大規模小売店舗の新設等をしようとする日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（大規模小売店舗内の店舗面積の増加をしようとする場合にあっては、増加後の店舗面積の合計）
- (5) 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
- (6) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る大規模小売店舗の新設等を取り止めたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第10条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日の翌日から起算して1月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該届出の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（地域貢献計画の作成等）

第11条 第9条第1項の規定による届出をした者は、大規模小売店舗の新設等を行うとする日の6月前までに、規則で定めるところにより、地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 前項の地域貢献計画の作成に当たっては、公共的団体と協議するとともに、規則で定めるところにより、その協議の状況を市長に報告しなければならない。

3 第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画の内容を変更したときは、遅滞なく、変更後の地域貢献計画を市長に提出しなければならない。

4 第9条第2項の規定は、第1項及び前項の規定による提出について準用する。
（懇談会の開催）

第12条 前条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画を提出した日の翌日から起算して2月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該地域貢献計画の内容を周知させ、及びこれについて意見の交換をするための懇談会を開催しなければならない。

2 前項の規定により懇談会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（地域貢献活動の実施状況の報告）

第13条 第11条第1項若しくは第3項（第15条第3項において準用する場合を含む。）又は第15条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該地域貢献計画に基づいて行った地域貢献活動の実施の状況を市長に報告しなければならない。ただし、第16条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

（地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等）

第14条 市長は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による報告の内容について公共的団体の意見を聴くとともに、これを当該報告をした者に通知するものとする。

（地域貢献計画の見直し）

第15条 第11条第1項又は第3項の規定により地域貢献計画を提出した者は、原則

として5年ごとに地域貢献計画の見直しを行うとともに、規則で定めるところにより、新たな地域貢献計画を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、次条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

- 2 前項の見直しを行うに当たっては、前条の意見を踏まえて公共的団体と協議を行うよう努めなければならない。
- 3 第9条第2項及び第11条第3項の規定は、第1項の規定による提出について準用する。

（撤退等の届出等）

第16条 大規模小売店舗を設置している者は、撤退等（当該大規模小売店舗に係る事業を廃止し、若しくは相当の期間休止すること又は法第6条第5項の規定による届出をすることをいう。以下同じ。）を決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、大規模小売店舗の撤退等がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努めなければならない。

第4章 雑則

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、同年7月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 一部施行日前に従前の手続に関する定めによりされた手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりされたものとみなす。

第9章 施行細則

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行細則

令和4年3月31日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和4年名古屋市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第9条第1項の規則で定める面積)

第2条 条例第9条第1項の規則で定める面積は、1,000平方メートル又は増加する前の店舗面積の合計の1割に相当する面積のうちいずれか少ない面積とする。

(新設等の届出)

第3条 条例第9条第1項の規定による届出は、次に掲げる日のいずれか早い日まで、新設等届出書（第1号様式）によって行わなければならない。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする日の3月前の日
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けなければならないときは、当該確認の申請をしようとする日の3月前の日
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日

2 前項の届出書には、付近見取図、配置図その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 条例第9条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗の敷地の属する用途地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）（当該大規模小売店舗の敷地の所在地が用途地域が定められていない土地の区域内にある場合は、その旨）

- (2) 大規模小売店舗の敷地面積及び延べ面積
- (3) 大規模小売店舗の構造
- (4) 自動車駐車場の駐車台数
- (5) 大規模小売店舗において事業を営む者の営業時間
- (6) 大規模小売店舗において小売業に属する事業を営む者のうち主要なものの氏名又は名称及び住所又は所在地
- (7) 大規模小売店舗において営む小売業に属する事業以外の事業の種類及び当該事業の用に供される床面積の合計（当該事業の用に供される部分がある場合に限る。）
- (8) 工事の着手及び完了の予定時期（工事を要しない場合を除く。）
- (9) 第1項各号に掲げる法律の規定による届出又は確認若しくは許可の申請の予定時期

（新設等取止めの届出）

第4条 条例第9条第3項の規定による届出は、新設等取止届出書（第2号様式）によって行わなければならない。

（説明会の開催）

第5条 条例第10条第1項の規定による説明会は、次のとおり開催するものとする。

- (1) 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。
- (2) 説明会を開催する者は、説明会の開催を予定する日の7日前までに、説明会を開催する旨並びにその説明会の開催を予定する日時及び場所等を記載した文書を配布すること等により、説明会の開催を地域の住民に周知させるものとする。

（説明会の開催状況の報告）

第6条 条例第10条第2項の規定による報告は、説明会を開催した日の翌日から起算して14日以内に、説明会懇談会開催状況報告書（第3号様式）によって行わなければならない。

（地域貢献計画の作成等）

第7条 条例第11条第1項に規定する地域貢献計画は、大規模小売店舗の新設等しようとする日から当該日の属する年度から起算して5年目の年度の末日までの

第9章 施行細則

期間を計画期間として作成するものとする。

2 条例第11条第1項及び第15条第1項の規定による地域貢献計画の作成並びに条例第11条第3項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定による地域貢献計画の内容の変更は、地域貢献（変更）計画書（第4号様式）によって行わなければならない。

3 条例第15条第1項の規定による地域貢献計画の提出は、従前の地域貢献計画の計画期間の末日までに行わなければならない。

（協議状況の報告）

第8条 条例第11条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による地域貢献計画の提出と同時に、協議状況報告書（第5号様式）によって行わなければならない。

（懇談会の開催）

第9条 第5条の規定は、条例第12条第1項の規定による懇談会の開催について準用する。

（懇談会の開催状況の報告）

第10条 第6条の規定は、条例第12条第2項の規定による報告について準用する。

（地域貢献活動の実施状況の報告）

第11条 条例第13条第1項の規定による報告は、毎年度5月31日までに、前年度分について、地域貢献活動実施状況報告書（第6号様式）によって行わなければならない。

（地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取）

第12条 条例第14条の規定による意見の聴取は、原則として5年に1回、別に定める方法により行うものとする。

（撤退等の届出）

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、撤退等届出書（第7号様式）によって行わなければならない。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

第10章 運用要綱

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（令和4年名古屋市条例第5号。以下「条例」という。）及び名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行細則（令和4年名古屋市規則第46号。以下「規則」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域貢献活動例)

第2条 市長は、条例第7条の規定による商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、地域貢献活動例を示すものとする。

(新設等の届出に係る市長の意見)

第3条 市長は、条例第9条第1項の規定による届出があったときは、必要に応じ、当該届出をした者（以下「新設者等」という。）に対し、当該届出の内容又は地域貢献活動の実施に係る意見を書面により述べるものとする。

(公共的団体への情報の提供)

第4条 新設者等は、条例第9条第1項の規定による届出に当たり、公共的団体への情報の提供を行うよう努めなければならない。

(新設等の届出の添付書類)

第5条 規則第3条第2項のその他市長が必要と認める書類は、広域位置図及び来退店経路図とする。

(説明会の開催方法)

第6条 条例第10条第1項の規定による説明会は、次に掲げる事項に留意して開催するものとする。

- (1) 平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）以外の日をいう。）の午後6時以降又は休日等に、十分な人数を収容することができる施設で開催すること。
- (2) 新設者等が運営すること。
- (3) 新設者等が出席し、説明を行うこと。
- (4) 新設者等は、参加者の質問に対して誠意をもって回答すること。

- (5) 大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が特に大きいと認められるものを新設等する場合等にあつては、複数回開催するよう努めること。

(説明会の周知方法)

第7条 規則第5条第2号の規定による説明会の開催の周知は、大規模小売店舗の敷地境界から少なくとも1キロメートルの範囲を対象として、原則として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙2紙以上に、説明会の開催案内を掲載する方法又は説明会の開催案内を掲載したちらしの折込みの方法により行うものとする。

(説明会を開催することができない場合)

第8条 新設者等は、その責めに帰することができない次に掲げるいずれかの事由により条例第10条第1項の規定による説明会を開催することができない場合には、市と協議の上、当該説明会を開催しないこととすることができる。この場合において、新設者等は、届出等の要旨を記載した文書を配布すること等により、届出等の内容を地域の住民に周知させるものとする。

- (1) 天災、交通の途絶、感染症のまん延その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 説明会を開催する者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないこと。

2 新設者等は、前項後段の規定により届出等の内容を地域の住民に周知させたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

3 条例第10条第2項及び規則第6条の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、条例第10条第2項中「前項の規定により説明会を開催した者」とあるのは「周知させた者」と、規則第6条中「説明会を開催した日」とあるのは「周知させた日」と読み替える。

(説明会の開催状況等の報告の添付書類)

第9条 条例第10条第2項の規定による報告をするときは、説明会の開催を周知したことを証するもの及び説明会において配布した資料を添付するものとする。

2 前条第2項の規定による報告をするときは、届出等の内容を地域の住民に周知したことを証するもの及び周知した資料を添付するものとする。

(地域貢献計画の作成に当たって留意する事項)

第10条 条例第11条第1項の規定による地域貢献計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するよう努めなければならない。

- (1) 第3条の規定による市長の意見が述べられたときは、これを勘案すること。
- (2) 大規模小売店舗を設置する者と当該大規模小売店舗において事業を営む者との協力体制の確立を行うこと。
- (3) 地域貢献計画には、撤退等を行うこととなった場合を想定し、あらかじめ、その対応を記載すること。

2 条例第15条第1項の規定による地域貢献計画の見直しを行うに当たっては、条例第14条の規定により通知された意見を勘案して、新たな地域貢献計画を作成するよう努めなければならない。

(地域貢献対照表の作成等)

第11条 条例第11条第1項の規定により地域貢献計画を提出する者は、地域貢献計画の作成と併せて、地域貢献対照表（別記様式第1）を作成し、市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第1項の規定により地域貢献計画を提出する者は、地域貢献計画の作成と併せて、地域貢献対照表（別記様式第1）を作成し、市長に提出するよう努めなければならない。

3 市長は、前2項の規定による提出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

(地域貢献計画の作成に係る協議)

第12条 条例第11条第2項の規定による協議は、地域貢献活動に係る公共的団体の意見、要望等を新設者等が把握するために行うものであって、地域的な需給状況を勘案して調整するために行うものではない。

2 条例第11条第2項の規定による公共的団体は、大規模小売店舗の所在地の属する小学校通学区域において活動又は事業を行う公共的団体とする。ただし、当該大規模小売店舗の規模又は立地場所等から判断し、当該大規模小売店舗の所在地の属する小学校通学区域外の地域に及ぼす影響が大きいと認められるときは、この項本文に規定する公共的団体のほかに、当該大規模小売店舗の所在地の属する小学校通学区域に隣接する小学校通学区域等において活動又は事業を行う公共的団体を加えるよう努めなければならない。

(懇談会についての準用)

第13条 第6条から第9条までの規定は、条例第12条の規定による懇談会について準用する。

（地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取）

第14条 条例第14条の規定による意見の聴取は、条例第11条第1項若しくは同条第3項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）又は条例第15条第1項の規定による地域貢献計画の計画期間の中間年度に相当する年度に係る条例第13条第1項の規定による報告の内容について、当該報告を受けた日の属する年度に、地域貢献活動確認シート（別記様式第2）により行うものとする。

（既存の大規模小売店舗に係る手続）

第15条 条例附則第1項ただし書に規定する一部施行日において現に存する大規模小売店舗を設置する者（条例附則第2項の規定により、条例第9条第1項の規定による届出をしたものとみなされる者を除く。）は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項若しくは同条第2項、同法第11条第3項又は同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出をするときは、その都度、地域貢献活動実施状況報告書（別記様式第3）により、地域貢献活動の実施の状況を市長に報告しなければならない。ただし、同一年度に2回以上の報告は不要とする。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。

3 市長は、第1項の規定による報告の内容について公共的団体の意見を聴くとともに、これを当該報告をした者に通知するものとする。

4 前項の規定による意見の聴取は、当該報告を受けた日の属する年度の翌年度に、地域貢献活動確認シート（別記様式第2）により行うものとする。ただし、当該報告を受けた日の属する年度前3年度以内に、前項及びこの項本文の規定による意見の聴取を実施したものについては、この限りでない。

5 第3項の規定による通知を受けた者は、前項の規定による地域貢献活動確認シート（別記様式第2）の確認票の備考欄に意見等の記載があった場合には、地域貢献活動対応シート（店舗側回答シート）（別記様式第2-2）により、当該意見等に対する対応等を市長に報告するものとする。

6 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを当該意見等を記入した公共的団体に通知するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、商業者等による地域貢献活動の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年5月17日経済局長決裁）

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 大規模小売店舗地域貢献ガイドライン（平成20年1月29日策定）は、廃止する。
- 3 条例附則第2項の従前の手続に関する定めとは、大規模小売店舗地域貢献ガイドライン（平成20年1月29日策定）をいう。

附 則（令和6年6月28日経済局長決裁）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

第11章 様式集

- 施行細則及び運用要綱で規定し、この手引きの本文中に掲げる各種様式は、次のページ以降のとおりです。
- これら各種様式に基づいて、それぞれの定める期日までに名古屋市に提出又は報告等をしてください。
- 様式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

第1号様式（第3条関係）

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 11 章 様式集

第 2 号様式（第 4 条関係）

新設等取止届出書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 届出者 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
新設等届出年月日	年 月 日
取止めの理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 6 条、第10条関係）

説明会 懇談会 開催状況報告書	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
報告者 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
名古屋市長等による地域貢献活動の推進に関する条例 第10条第2項 第12条第2項 の 規定により、次のとおり報告します。	
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
開 催 の 日 時	
開 催 の 場 所	
参 加 者 数	
説 明 者 の 氏 名	
開催を地域の住民に周知 させるためにとった措置	
開催状況のあらまし	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 11 章 様式集

第 4 号様式（第 7 条関係）

（表）

地域貢献（変更）計画書	
年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
提出者 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)	
名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例	第11条第1項 第11条第3項（条例第15条第3項において準用する場合を含む。） 第15条第1項
の規定により、次のとおり提出します。	
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
地域貢献活動の実施に関する基本的な方針	
計 画 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
連 絡 先	担 当 部 署
	電 話 番 号

(裏)

地域 貢 献 計 画	分野	項目	細目	活動内容	実施時期

注 「分野」、「項目」及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる分野、項目及び細目を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 11 章 様式集

第 5 号様式（第 8 条関係）

協議状況報告書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 報告者 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第11条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。	
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
協議した団体の名称	
協議状況のあらまし	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 6 号様式（第11条関係）

(表)

地域貢献活動実施状況報告書（ 年度分） 年 月 日 （宛先）名古屋市長 報告者 住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名） 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第13条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。		
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
地域貢献活動の実施に関する基本的な方針		
計 画 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
連 絡 先	担 当 部 署	
	電 話 番 号	

(裏)

地 域 貢 献 活 動 の 実 施 状 況	分野	項目	細目	活動内容	実施時期

注 「分野」、「項目」及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる分野、項目及び細目を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

第 7 号様式（第13条関係）

撤退等届出書 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 届出者 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名) 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第16条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。		
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
撤退等予定年月日		年 月 日
撤退等の理由		
撤退等に当たって講ずる措置		
休止の予定期間		
連絡先	担当部署	
	電話番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 11 章 様式集

別記様式第 1（第 11 条関係）

地域貢献対照表

年 月 日

（宛先）名古屋市長

報告者 住 所

氏 名

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第11条^{第1項}_{第2項}の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 対照表
別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙) 対照表

分野	項目	細目	地域貢献活動内容	地域の期待	計画
1 地域づくり	①町の美化	地域の清掃活動の実施			
		ノーポイ運動の推進			
		落書き消し活動の推進			
		違反広告物をなくす運動への参加・協力			
		まちを美しくする植花			
		協力団体への参加・協力			
	②交通安全	交通安全の普及・啓発			
		自転車の安全利用促進			
		事故防止			
	③地域の祭り・スポーツ・文化活動	地域の祭り、伝統行事、文化活動、地域レクリエーション大会等への参加・協力			
		スポーツの普及			
		店舗の空きスペースの地域への開放			

第 11 章 様式集

分野	項目	細目	地域貢献活動内容	地域の期待	計画
	④ 地域商業関係団体等との連携	地域商業関係団体等への加入・協力			
		大型店と商店街や地域の小売店との共生・連携			
	⑤ まちづくりに取り組む団体等との連携	NPO、ボランティア団体等の活動への参加・協力			
	⑥ 地元製品の積極的なPRと販売促進	地産地消の取り組みの推進			
		名古屋の農産物のブランド化			
	⑦ その他	活気と魅力ある商業地づくりへの貢献			
		地域との対話・関わりづくり			
2 防犯	① 生活安全	街頭犯罪防止への取り組み			
	② 青少年健全育成	非行防止対策の実施			
		子ども見守り活動の実施			
		青少年の健全育成			
	③ 店舗敷地内外における防犯対策	防犯対策の実施			

分野	項目	細目	地域貢献活動内容	地域の期待	計画
	④緊急通報体制	事件・事故発生時の緊急通報体制の確立			
	⑤その他	再犯防止の協力			
		照明による犯罪抑制			
3 防災	①災害への備え	発災への準備			
		防火運動・放火されない環境づくり			
		雨水流出抑制			
	②災害発生時の活動	自然災害発生時の救助・復旧活動			
	③その他	防災への支援・協力			
4 自然環境	①3Rの推進	リデュース（発生抑制）			
		リユース（再使用）			
		リサイクル（再生利用）			
	②省エネルギー対策	CO ₂ の削減			
		再生可能エネルギー電力の利用			
	③環境マネジメントシステムの導入	SDGsへの取り組み			
		ISO（国際規格）の認証			

第11章 様式集

分野	項目	細目	地域貢献活動内容	地域の期待	計画
	④自動車に頼らない店舗展開	公共交通機関の利用促進			
	⑤ヒートアイランド・地球温暖化対策	都市緑化への取り組み			
		低炭素都市への取り組み			
	⑥その他	自然環境に関する取り組み			
5 健康・福祉・子育て	①健康づくり	健康増進の普及・啓発			
	②障害者・高齢者への配慮	障害者への配慮			
		高齢者への配慮			
	③子育て・家庭教育支援	子育て家庭への応援			
		子どもの健やかな成長			
	④子ども・若者の応援	子ども・若者の応援			
6 雇用・労働	⑤ユニバーサルデザイン・バリアフリー	ユニバーサルデザインの導入			
	①地域雇用	就業機会の確保			
	②労働環境	働きやすい職場環境の整備			
	③男女平等参画	男女平等参画の推進			

分野	項目	細目	地域貢献活動内容	地域の期待	計画
	④その他	地域貢献活動に向けた従業員の能力開発			
7 撤退等	①店舗閉鎖時・核テナント撤退時の対策	早期の情報開示・提供			
		後継店の確保			
		従業員の雇用の確保			
		店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止			
8 その他	①その他地域貢献への取り組み	周辺の街並みづくり・魅力発信			
		公共施設等への経済的支援			
		買物の選択肢の多様化			
		慈善活動の実施			

注1 「地域貢献活動内容」の欄には、別に定める地域貢献活動例を参考に具体的に記載してください。

2 「地域の期待」の欄には、地域貢献活動内容について、公共的団体等が期待するものに該当するものに「○」印を記載してください。

3 「計画」の欄には、地域貢献活動内容について、大規模小売店舗に関して実施を計画するものに「○」印を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第11章 様式集

別記様式第2（第14条、第15条関係）

地域貢献活動確認シート

年 月 日

本シートは、下記の大規模小売店舗の地域貢献活動実施状況報告書の内容について地域の皆様と共有し、店舗による取組みに一層のご理解等をいただくことで、より地域の発展・向上に寄与するべく、ご確認をお願いしています。

各分野で、取組みに対する評価について、「地域評価」の欄のいずれかの選択肢に「☒」印を付けてください。

ご記入いただいた内容は、担当から店舗へお伝えいたします。

記

- 1 店舗名：（ ）
- 2 確認者：（ ）
- 3 確認票：

分野	地域評価	備考（具体的な意見等）
1 地域づくり	☐ 優 ☐ 良 ☐ 可	
2 防犯	☐ 優 ☐ 良 ☐ 可	
3 防災	☐ 優 ☐ 良 ☐ 可	
4 自然環境	☐ 優 ☐ 良 ☐ 可	

分野	地域評価	備考（具体的な意見等）
5 健康・福祉・子育て	☐ 優 ☐ 良 ☐ 可	
6 雇用・労働	☐ 優 ☐ 良 ☐ 可	
7 撤退等	☐ 優 ☐ 良 ☐ 可	
8 その他	☐ 優 ☐ 良 ☐ 可	

注1 「2 確認者」の欄には、学区連絡協議会等の名称を記載してください。

2 「3 確認票」の「地域評価」の欄の選択肢は次のような意味とします。

優：大変よい取り組みだと思う。

良：よい取り組みだと思う。

可：改善の上、取り組んでほしい。（※「備考」の欄に具体的な内容を記載してください。）

3 「3 確認票」の「地域評価」の欄に「✓」印が無い場合や、確認シートの提出が無い場合は、店舗の取り組みを「良」とみなしているものとします。

4 店舗の取り組み状況を踏まえ、「貴店舗の●●の取り組みについて地域としても協調して実施したい」等のご意見がありましたら「備考」の欄に記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

担当：名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

電話（052-972-2433）

第11章 様式集

別記様式第2-2（第15条関係）

地域貢献活動対応シート（店舗側回答シート）

年 月 日

本シートは、下記の大規模小売店舗の地域貢献活動実施状況報告書の内容について地域の皆様から寄せられた意見等に対し、店舗側の今後の対応等をご記入いただくことで、地域と店舗の相互理解の促進及び地域ニーズを踏まえた地域貢献活動の推進に寄与すべく、ご記入をお願いしています。

各分野で、公共的団体の意見等に対する今後の対応等を、「店舗側の回答」の欄に記入してください。

ご記入いただいた内容は、担当から公共的団体へお伝えいたします。

記

1 店舗名：（ ）

2 回答者：（ ）

3 対応票：

公共的団体の名称：（ ）

分野	公共的団体の意見等	店舗側の回答（今後の対応等）
1 地域づくり		
2 防犯		
3 防災		
4 自然環境		

分野	公共的団体の意見等	店舗側の回答（今後の対応等）
5 健康・ 福祉・子育て		
6 雇用・労働		
7 撤退等		
8 その他		

注 「2 回答者」の欄には、法人名及び部署名（又は役職名）を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

担当：名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

電話（052-972-2433）

別記様式第3（第15条関係）

（表）

地域貢献活動実施状況報告書		
年 月 日		
(宛先) 名古屋市長		
報告者 住 所 氏 名 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)		
名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例運用要綱第15条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。		
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
地域貢献活動の実施に関する基本的な方針		
連絡先	担当部署	
	電話番号	

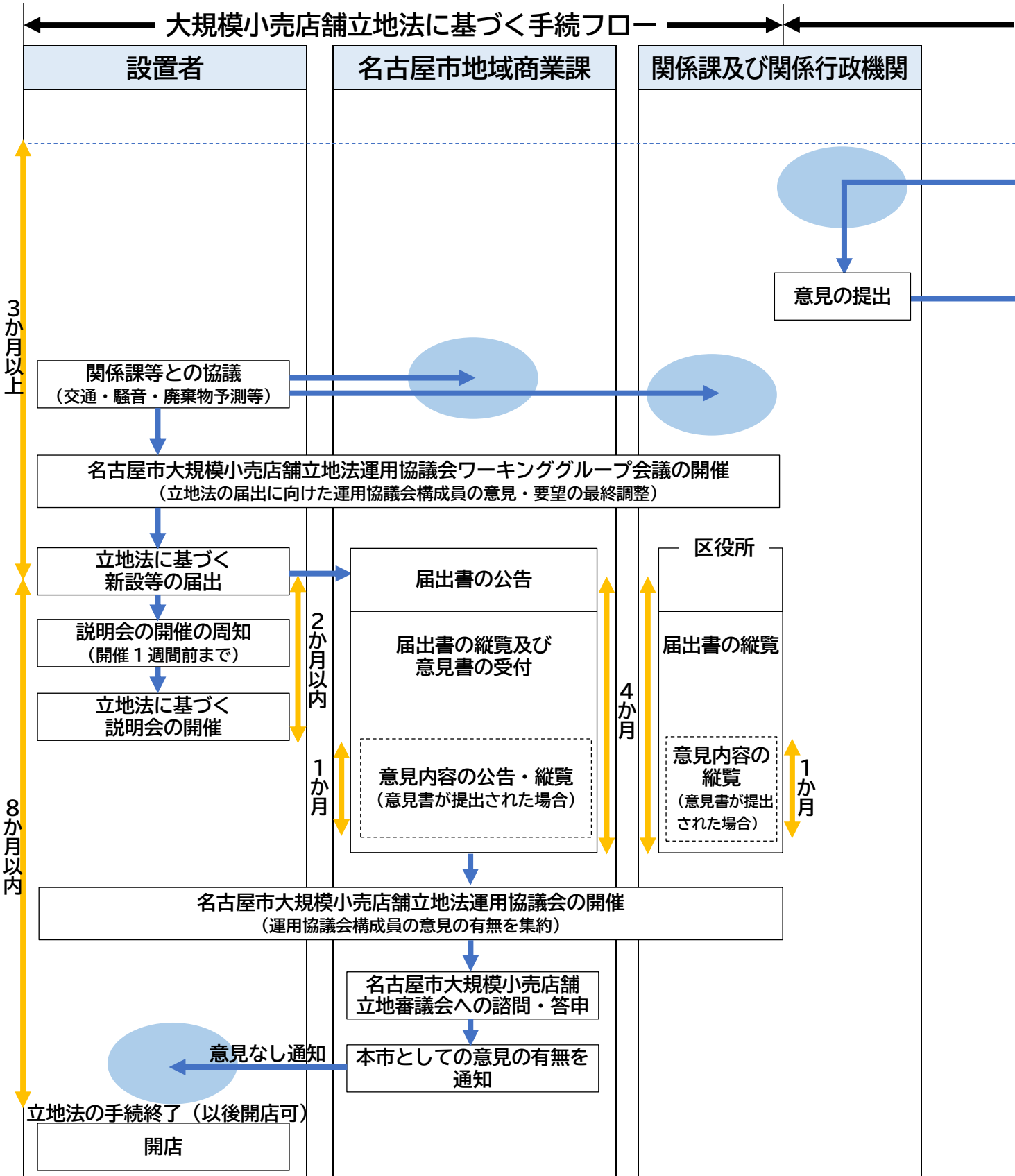
(裏)

	分野	項目	細目	活動内容	実施時期
地 域 貢 献 活 動 の 実 施 状 況					

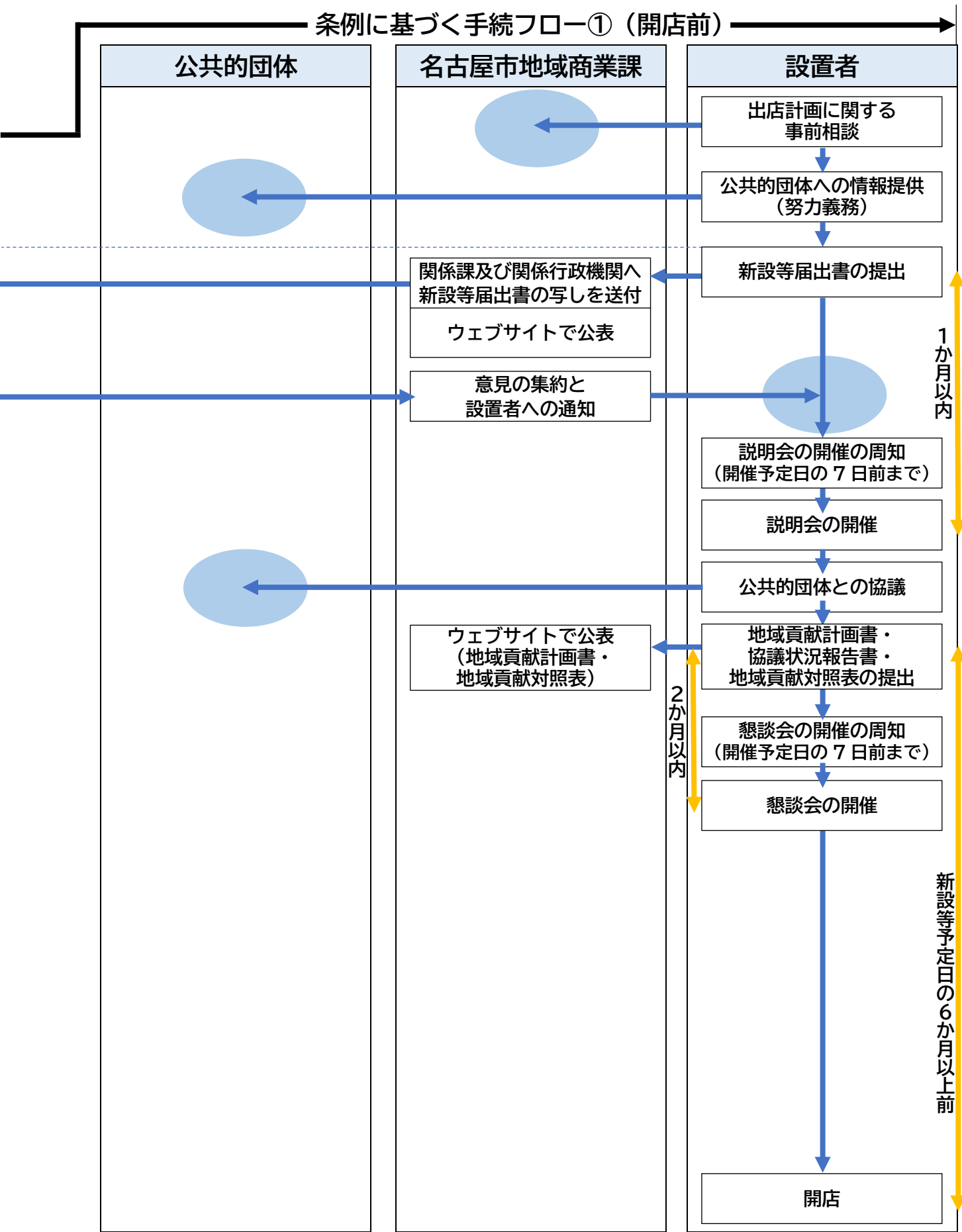
注 「分野」、「項目」及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる分野、項目及び細目を記載してください。

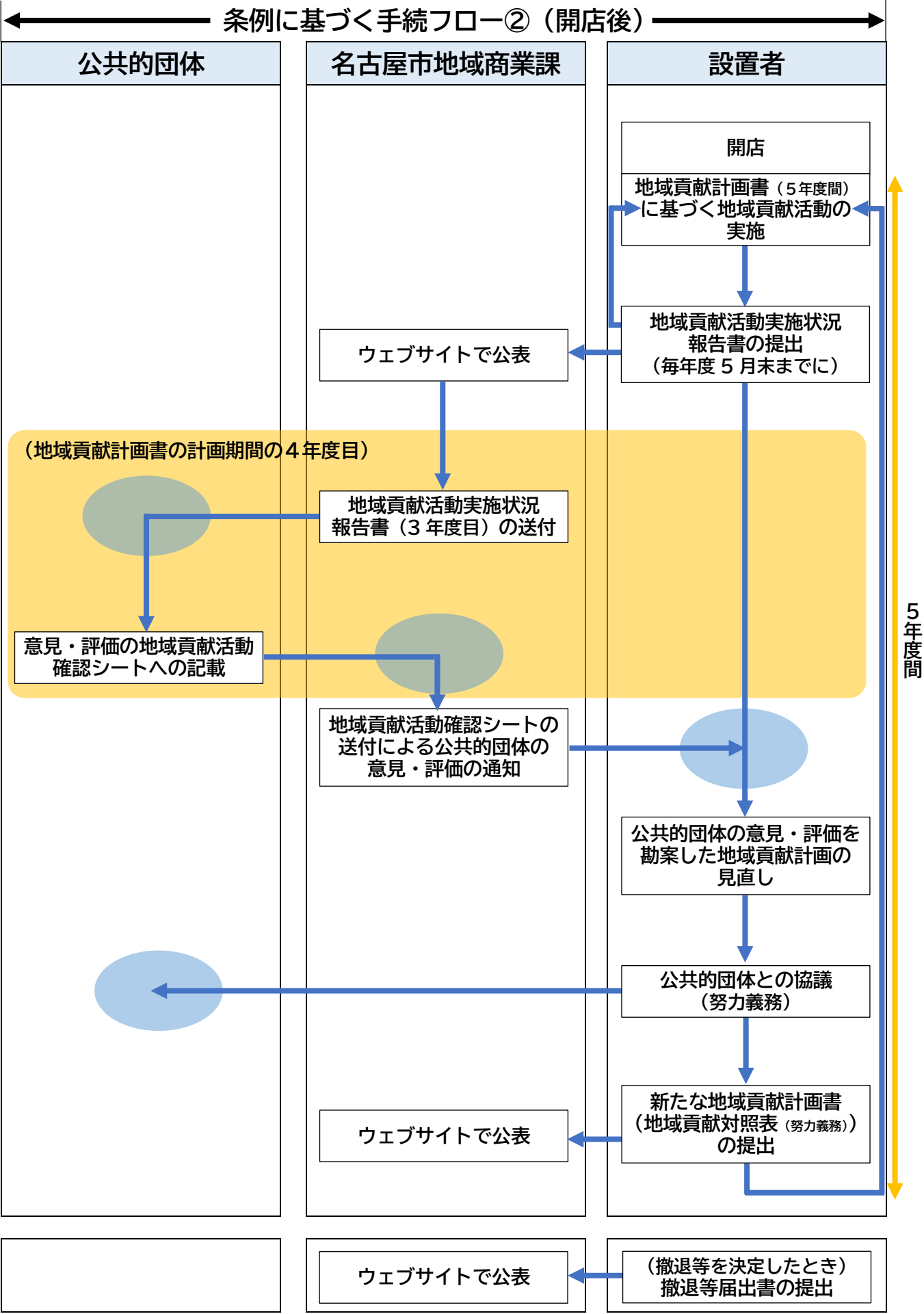
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 12 章 新設等における手続フロー



注 このフローは名古屋市が意見を有しない場合を示しています。





令和 4 年 6 月 13 日発行
令和 6 年 7 月 1 日改正

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課 大店立地担当
(名古屋市役所本庁舎 5 階)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電話：052-972-2433 FAX：052-972-4138

電子メール：a2430@keizai.city.nagoya.lg.jp

本手引きの本文にはユニバーサルデザインフォントを使用しています。